静清信用金庫

せいしん
Disclosure
2025

目次・経営理念・静清信用金庫の概要

CONTENTS

目次・経営理念・静清信用金庫の概要 ……01

令和6年度業績ハイライト・直近5事業年度における主要な事業の状況 ……02

中小企業支援・地域活性化への取組み ……03

組織図・役員一覧・主要業務内容 ……05

沿革 ……06

総代会制度 ……07

統合的リスク管理への取組み ……09

経営者保証に関する取組方針および「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況 ‥09

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針 ……10

コンプライアンス態勢 ……11

お客さまの満足度向上に向けた取組み ‥‥12

店舗のご案内 ……13

≪資料編≫ 14

単体財務諸表 ……15

連結財務諸表 ……39

◆ 経営理念 ◆

1 地域社会の繁栄に貢献する。

静清信用金庫は、協同組織の地域金融機関として
中小企業の発展と、人びとの豊かなくらしに貢献します。

2 お客さまの信頼にこたえる。

静清信用金庫は、お客さまを大切にし、
積極的で、健全な経営をすすめます。

3 よき信用金庫人をめざす。

わたくしたちは、知性を磨き、創意と工夫をもって、
バイタリティあふれた行動をします。

◆ 金庫メッセージ ◆

街が好き 人がすき

地域社会の繁栄と、お客さまの信頼にお応えすることを第一に考えている「せいしん」の経営理念を一言でいい表しています。皆さまにいつまでも「好き」「頼りになる」といっていただける「せいしん」を目指します。

◆ シンボルマーク ◆

金庫名の「S」を中心にして、お茶の葉と蜜柑の葉をモチーフにし、企業とお客さまを表した力強い躍動感あふれるマークです。大きな葉のフォルムが、地域とともに生き、地域の皆さまのお役に立つことを目指す「せいしん」の経営姿勢を表しております。

金庫カラー（コーポレートカラー）

基本カラー せいしんグリーン　基本カラー せいしんレッド

「誠実」「信頼」を表すグリーンをメインカラーとし、サブカラーとして「情熱」「積極的」を表すレッドを定めました。信頼を大切に、若々しくバイタリティあふれる「せいしん」でありたい、そんなわたくしたちの願いと意気込みを表現しております。

静清信用金庫の概要 （令和7年3月31日現在）

健康経営優良法人2025
（大規模法人部門（ホワイト500））の
認定を取得しました。

所在地	静岡市葵区昭和町2番地の1	**店舗数**	42店舗
電話番号	（054）254-8881	**常勤役職員数**	515人
創立年月日	大正11年3月11日（1922年）	**主要勘定**	預金　9,874億円
出資金	16億82百万円		貸出金　4,235億円
会員数	50,059人		総資産　10,409億円

令和6年度業績ハイライト・直近5事業年度における主要な事業の状況

令和6年度業績ハイライト

◆預金積金残高

9,874億円

新規預入れ専用定期預金をはじめ様々なキャンペーン商品を販売し、多くの方からお預け入れいただいた結果、預金積金残高は9,874億円となりました。

[預金積金残高の推移]

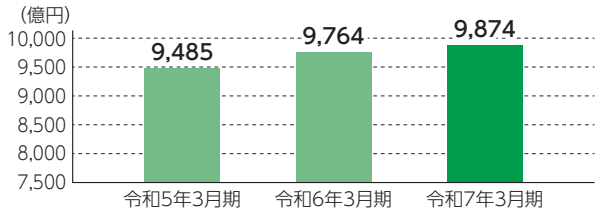

◆貸出金残高

4,235億円

事業者のお客さま向けには積極的な金融支援を継続し、個人のお客さまに対しては商品ラインナップの拡充に努めた結果、貸出金残高は4,235億円となりました。

[貸出金残高の推移]

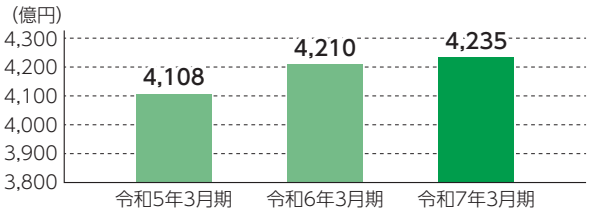

◆当期純利益

15億円

当期純利益は前期比5億17百万円減少し、15億40百万円となりました。

[当期純利益の推移]

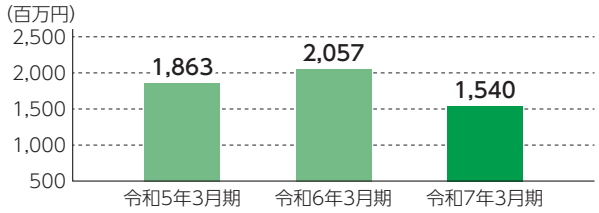

◆自己資本比率（単体ベース）

17.25%

自己資本比率は17.25%と、国内基準（4%）を大きく上回っております。

[自己資本額/自己資本比率の推移]

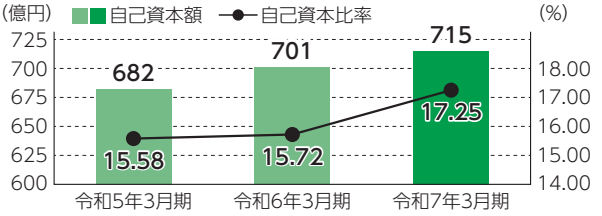

直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位：利益千円、残高百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
経常収益	11,319,312	11,614,141	11,576,641	11,784,439	11,429,451
業務純益	2,363,155	2,233,122	1,908,099	2,423,824	2,264,741
コア業務純益	1,938,472	2,574,725	3,208,761	3,268,754	2,605,908
経常利益	2,239,177	2,940,223	2,603,037	2,866,916	2,137,514
当期純利益	1,565,546	2,136,065	1,863,708	2,057,990	1,540,135
預金積金残高	861,881	921,789	948,533	976,411	987,434
貸出金残高	387,827	398,465	410,829	421,061	423,554
有価証券残高	410,370	441,031	438,114	420,800	372,864
純資産額	72,015	69,827	61,769	59,804	46,121
総資産額	939,532	996,133	1,014,663	1,040,610	1,038,389
単体自己資本比率	15.32%	15.46%	15.58%	15.72%	17.25%
出資総額	1,550	1,585	1,619	1,651	1,682
出資口数	3,101,625口	3,170,979口	3,238,888口	3,302,539口	3,364,655口
出資に対する配当金	30	31	63	32	33
(出資1口当たり)	10円	10円	20円	10円	10円
会員数	48,352人	48,864人	49,381人	49,875人	50,059人
役員数	15人	14人	14人	14人	13人
(うち常勤役員数)	8人	8人	8人	8人	7人
職員数	572人	541人	522人	509人	508人

1.単体自己資本比率については、リスク・アセット（リスク・ウエイトを勘案した総資産期末残高）をもとに算出しております。
2.残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

中小企業支援・地域活性化への取組み

中小企業支援

■様々な経営相談を実施

お客さまの経営上の課題解決のお役に立つよう、様々なご相談にお応えしております。
令和6年度は、687件のご相談にお応えいたしました。

【令和6年度の相談件数（ご相談内容・件数）】

事業承継・M&A支援	216	人材関連支援	110	各種計画書作成支援	66	その他	75
脱炭素化・SDGs支援	129	補助金申請支援	71	医療福祉介護分野支援	20	合計	687

■経営支援プラットフォーム「Seishin Big Advance」

全国78の銀行・信用金庫の取引先企業や大手企業とネット上で商談できるプラットフォーム「Seishin Big Advance」は、販路拡大・福利厚生・情報収集・事業拡大など、お客さまの経営課題をトータルサポートいたします。
令和6年度は、663先の事業者の皆さまにご利用いただき、県内外の事業者とのマッチング、従業員向け割引クーポンの提供、補助金情報の提供、ホームページの作成支援等を実施いたしました。

■人材関連支援

公的機関や民間事業者と提携・連携し、新卒採用、中途採用、兼業・副業、高度・専門人材、外国人材等の人材マッチングを提供しております。
また、「有料職業紹介事業」の許可を取得し、取引先企業の人材ニーズに的確に対応する体制を整えております。

■海外展開支援

海外進出や輸出を検討する事業者のお客さまに対し、信金中央金庫と協力し、市場調査や貿易実務、展示会出展などの支援を実施しております。また、貿易に関するリスクへの対応として、独立行政法人日本貿易保険の貿易保険サービスを提供しております。

■脱炭素化支援

コスト削減や取引先との関係強化に寄与する脱炭素化への取組みを支援しております。CO_2排出量の算定、省エネ診断、省エネ設備導入、太陽光発電設備導入、カーボンクレジット活用など、提携する外部業者と連携し、最適なサービスを提供いたします。

■事業承継・M&A支援

後継者問題を抱える事業者のお客さまに対し、円滑な事業承継に向けた計画の立案支援や、専門家と連携した無料相談会の開催など、様々なサポートを行っております。また、後継者不在などによる譲渡希望企業と、新規事業参入や事業拡大を希望する譲受希望企業を仲介するM&A支援も行っており、幅広いご相談に対応できる体制を整えております。

■経営改善・事業再生への取組み強化

当金庫は、業績、財務内容に課題を抱えているお客さまへのご支援を目的として、事業計画・資金繰り計画策定支援を実施しております。また、静岡県中小企業再生支援協議会、静岡県経営改善支援センター(令和4年度より協議会、支援センターを統合し中小企業活性化協議会が発足)、静岡県信用保証協会等と連携し、専門家を交えた事業再生計画の策定支援にも取組んでおります。

【経営改善・事業再生支援の取組み実績】　(令和7年3月末時点)

経営改善支援取組み先数(a)			ランクアップ率(b/a)	再生計画策定率(c/a)
	(a)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数(b)	(a)のうち再生計画策定済の先数(c)		
109先	6先	92先	5.5%	84.4%

(注)・(a)は、令和6年度に本部と営業店が連携して取組んだ先数で、期中にランクアップ等により支援対象先から外れた先数も含みます。
・(b)は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
・(c)の再生計画を策定済の先数には、当金庫独自の再生計画策定先を含みます。

経営情報等の提供

■せいしんビジネスクラブ（SBC）の運営

「せいしんビジネスクラブ」は、若手経営者・後継者の皆さまの経営能力向上、人的ネットワークの構築を目的に、昭和62年より活動を開始いたしました。会員の皆さまに、時代への適応力や、自社を見つめ直す機会、業種の枠を超えた交流の場を提供しております。

令和7年3月31日現在、会員数は400名となりました。今後も、経営研究会や国内外の企業視察など魅力ある事業の実施を通じ、会員企業の経営の一助となるよう努めてまいります。

■地域情報誌「View」の発刊

地域情報誌「View」では、特徴的な経営戦略を紹介する「キラリ地元企業」、新商品・サービスを紹介する「巷で話題の技術・商品・サービス」などを掲載しております。

■調査レポート等の提供

お客さまアンケートを実施し、経営に役立つ調査レポートを発行しております。令和6年度は、下記5本の経営レポートを発行いたしました。

＃185　脱炭素経営に関する調査	＃188　補助金・助成金の活用状況に関する調査
＃186　企業景況・動向調査	＃189　企業景況・動向調査
＃187　人手不足・人材確保への対応状況について	

■各種セミナー等の開催

事業者の皆さまの関心が高いテーマを題材にし、時宜に応じたセミナーを開催しております。
令和6年度は「補助金・助成金活用セミナー」「ChatGPTの活用方法セミナー」「ホームページ改善セミナー」などを開催いたしました。

地域活性化への取組み･トピックス

■地球温暖化問題に対する啓蒙を目的とした定期預金を販売

定期預金「せいしん『デコ活Project!Ⅱ』」を販売し、販売総額の一定割合を当金庫の負担により、静岡市立日本平動物園および静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ寄付いたしました。

金融仲介機能のベンチマーク

当金庫は、地域経済の活性化や中小企業の経営支援に資する取組みを積極的に行う「地域密着型金融の推進」に注力しております。この取組みの成果指標として「金融仲介機能のベンチマーク（＊）」を活用し、自己点検・評価することで、より質の高い金融サービスの提供に努めております。

（＊）「金融仲介機能のベンチマーク」
各金融機関が取組む金融仲介機能（取引先企業のニーズ・課題に応じた融資やソリューションの提案など）の発揮状況を、客観的に評価するツールとして策定されたものです。
このベンチマークは、すべての金融機関が公表する「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身のビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」、各金融機関が独自に行う取組みを自己評価する「独自ベンチマーク」から構成されております。

1.共通ベンチマーク

【貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況】

条件変更先	好調先	順調先	不調先
253社	35社	99社	119社

(※) 不調先には経営改善計画を策定していない先も含めております。

【創業・第二創業の支援件数】

創業・第二創業	135件

【事業性評価に基づく融資を行った先数および実行額】

融資先数	7社
融資残高	6.9億円

2.選択ベンチマーク

【事業性評価の結果やローカルベンチマーク等を提示して対話を行った取引先数】

対話を行っている取引先数（※）	1,775社
うち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数	416社

(※) 当金庫では、ローカルベンチマークを提示した取引先を、各種補助金および経営革新計画の申請支援先と定義しております。

【ソリューション提案先数および融資残高】

提案先数（全取引先数に占める割合）	478社(6.9%)
融資残高（全取引先の融資残高に占める割合）	341億円(13.7%)

【本業支援先数および全取引先数に占める割合】

本業支援先数	211社
全取引先数に占める割合	3.1%

【本業支援に関連する研修等の実施回数、研修等への参加者数】

研修等の実施回数	37回
研修等への参加者数	734人

【本業支援に関連する資格取得者数】

中小企業診断士	26人
社会保険労務士	3人
宅地建物取引士	34人
事業承継・M&Aエキスパート	52人
事業性評価3級	155人
ITパスポート	49人
DXサポート	194人
金融DXアドバイザー	23人
その他	19人
合計（延べ人数）	555人

組織図・役員一覧・主要業務内容

◆組織図　（令和7年6月30日現在）　注)必要により部の担当役員をおく

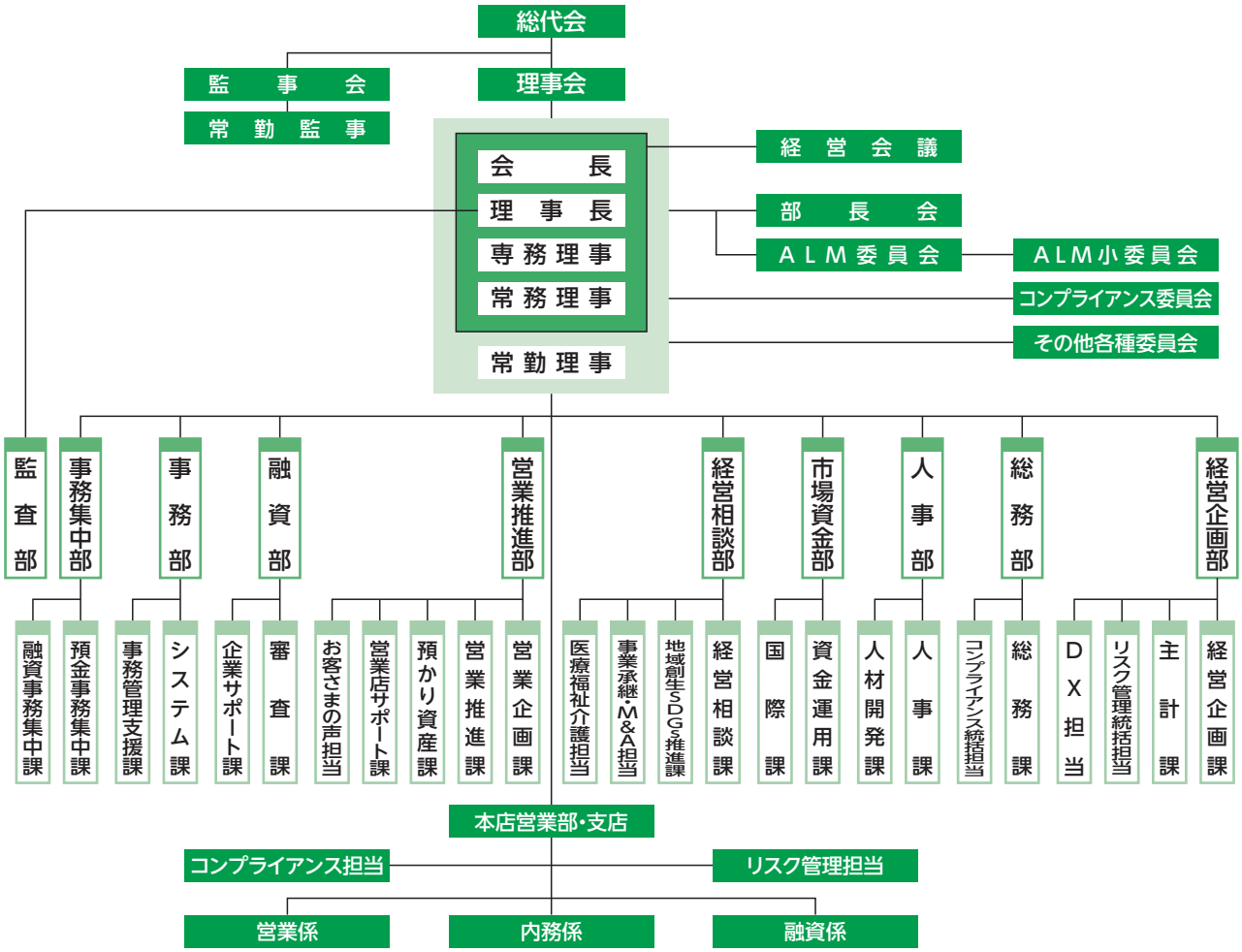

◆役員一覧　（令和7年6月30日現在）

会長	佐藤　徳則	理事	宮田　昌広	理事（非常勤）	村上　太郎（※1）
理事長	鈴木　義行	理事	若林　健	監事	久保田　篤
常務理事	杉本　昭博	理事（非常勤）	江﨑　和明（※1）	監事（非常勤）	足羽 由美子
理事	望月　学	理事（非常勤）	木内　藤丈（※1）	監事（非常勤員外）	大原　和彦（※2）
理事	渡部　陽一	理事（非常勤）	松田　光弘（※1）		

(※1) 理事江﨑和明、木内藤丈、松田光弘、村上太郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2) 監事大原和彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆主要業務内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。
貸出業務	手形割引、手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。
有価証券投資業務	預金の支払い準備や資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券等に投資しております。
内国為替業務	振込、代金取立等を取扱っております。
外国為替業務	外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。
地方債・社債・その他の債券の募集または管理受託業務	公共債の募集受託および登録に関する業務を行っております。
附帯業務	①債務の保証　②公共債の引受け　③代理業務　④保護預りおよび貸金庫業務　⑤金の売買 ⑥国債等公共債および証券投資信託の窓口販売 ⑦保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）　⑧地域活性化等業務 ⑨信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る) ⑩電子債権記録業に係る業務

沿革

大正	11(1922)年 3月	有限責任信用組合「静岡共同金庫」創立
	12(1923)年 4月	静岡市（葵区）両替町2丁目において営業開始
	13(1924)年 3月	静岡市（葵区）中町に移転
昭和	2(1927)年 3月	静岡市（葵区）本通4丁目に移転
	6(1931)年 2月	静岡市（葵区）両替町4丁目に移転
	12(1937)年 11月	静岡市（葵区）七間町1丁目に移転
	18(1943)年 4月	市街地信用組合に改組、信用組合「静岡共同金庫」となる
	7月	名称を「静岡第一信用組合」に変更
	20(1945)年 6月	静岡大空襲により本所焼失、本所を安東支所内に移転
	23(1948)年 7月	「静清信用組合」に改称
	26(1951)年 10月	信用金庫法に基づく信用金庫に改組、名称を「静清信用金庫」とする
	34(1959)年 10月	支店数10店舗となる
	40(1965)年 5月	本店を静岡市（葵区）昭和町（現在地）に移転
	47(1972)年 3月	創立50周年、シンボルマークを改定
	50(1975)年 10月	預金量1,000億円達成
	53(1978)年 7月	支店数20店舗となる
	59(1984)年 9月	支店数30店舗となる
	60(1985)年 3月	預金量2,000億円達成
	62(1987)年 7月	せいしんビジネスクラブ発足
平成	元(1989)年 5月	事務センター竣工、稼動
	6月	CI導入、経営理念、シンボルマーク改定
	9月	預金量3,000億円達成
	3(1991)年 6月	支店数40店舗となる
	12月	預金量4,000億円達成
	4(1992)年 3月	創立70周年、記念事業を実施
	7(1995)年 6月	信託代理業務開始
	8(1996)年 5月	東海地区信金共同事務センター加盟
	9月	預金量5,000億円達成
	10(1998)年 12月	投資信託の窓口販売業務開始
	13(2001)年 4月	損害保険の窓口販売業務開始
	14(2002)年 3月	創立80周年記念式典挙行
	10月	生命保険の窓口販売業務開始
	15(2003)年 2月	「個人向け国債」募集取扱開始
	20(2008)年 4月	第三分野生命保険販売業務開始
	12月	信用金庫業界初「平成20年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰」受賞
	21(2009)年 6月	「第12回 信用金庫社会貢献賞 特別賞」受賞
	9月	預金量6,000億円達成
	24(2012)年 3月	創立90周年記念式典挙行
	11月	研修センター（草薙支店併設）を新設
	26(2014)年 4月	静岡県事業引継ぎ支援センターにおける「登録民間支援機関」業務開始
	27(2015)年 6月	「せいしん投信インターネットサービス」開始
	29(2017)年 3月	預金量7,000億円達成
	7月	せいしんビジネスクラブ第30回総会・記念式典・講演会を開催
	31(2019)年 1月	経営支援サービス「Seishin Big Advance」開始
	2月	「せいしんSDGs宣言」公表
令和	2(2020)年 3月	「健康経営優良法人2020」認定
	6月	預金量8,000億円達成
	3(2021)年 3月	「健康経営優良法人2021(大規模法人部門(ホワイト500))」認定
	6月	「第24回 信用金庫社会貢献賞 Face to Face 賞」受賞
	9月	「障害者雇用優良事業所 厚生労働大臣表彰」受賞
	4(2022)年 3月	創立100周年を迎える
	3月	SDGsに取組む組織「SSC(Shizuoka SDGs Community)」発足
	3月	「健康経営優良法人2022(大規模法人部門(ホワイト500))」認定
	3月	預金量9,000億円達成
	5(2023)年 2月	当金庫オリジナル「プラモニュメント」の制作・設置
	3月	「健康経営優良法人2023(大規模法人部門)」認定
	6月	「DX認定事業者」認定
	6(2024)年 3月	「健康経営優良法人2024(大規模法人部門(ホワイト500))」認定
	6月	「プラチナくるみんプラス」認定取得
	7月	「静清信用金庫公式アプリ　せいしん」取扱開始
	9月	預金量1兆円達成
	7(2025)年 3月	「健康経営優良法人2025(大規模法人部門(ホワイト500))」認定

総代会制度

◆総代会について

●総代会は会員の皆さまのご意見を適正に反映するための開かれた制度です。

●総代会を運営する会員の代表（総代）は、会員の皆さまが信任します。

信用金庫は、協同組織の金融機関で、その構成員である会員によって構成されております。

会員は、出資口数（金額）に関係なく、１人１票の議決権を持ち、「総会（株式会社における株主総会に当たります）」を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫は会員数が多いため、総会に代えて「総代会」制度を採用しております。

「総代会」は、信用金庫法に定められた、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員１人ひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された「総代」によって運営されております。

さらに、当金庫では、「総代会」に限定することなく、役職員の日々の訪問活動や、日常の業務・お取引を通じて会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にすることに加えて、各種アンケート調査などの実施や「お客さまの声担当」の配置、営業店店頭への「ご意見箱」設置などにより皆さまからのご意見を参考とさせていただき、経営の改善に努めております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せくださいますようお願いいたします。

◆総代の定数・任期について

(１) 総代定数は120人以上150人以内です。

当金庫の営業地区を４区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。

(２) 総代の任期は３年です。

◆総代の選任方法について

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っておりますので、総代候補者の選考基準に基づき、次の３つの手続きを経て適正に選任されます。

❶ 総代会の決議により、会員の中から、総代候補者選考委員を選任します。

▼

❷ 選考委員会を開催し、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。

▼

❸ 上記❷により選考された総代候補者を店頭掲示し、会員の皆さまの信任を問います。

●総代候補者の選考基準●

◇当金庫の会員（原則個人）で、改選の年の３月末日で満75歳未満の方
◇地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
◇良識をもって正しい判断ができる方
◇人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見ることができる信頼のおける方
◇金庫の理念・使命をよく理解し、積極的に協力していただける方
◇その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

〈総代会制度〉

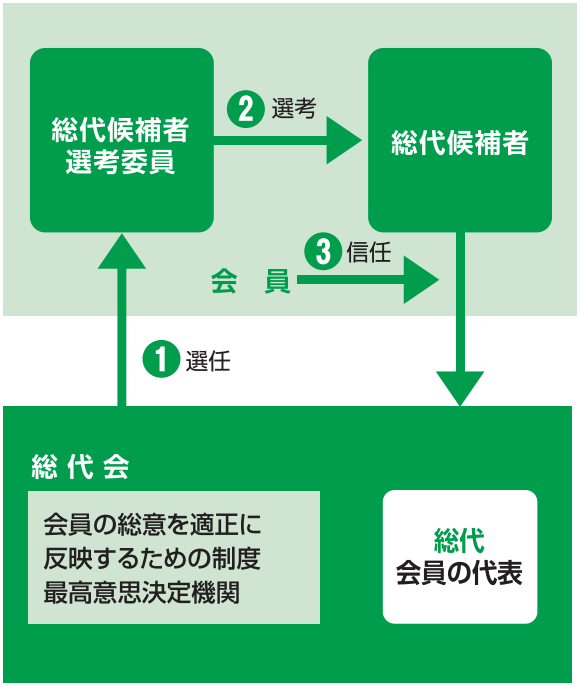

◆総代会の傍聴について

総代会は、会員の方であれば傍聴できますので、お近くの窓口にお問い合わせください。

第103期通常総代会決議事項

開催日時・開催場所　令和7年6月17日(火)　15時30分　中島屋グランドホテル 3階会場

第103期通常総代会において、次の事項が検討され、了承されました。

1.報告事項

第103期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

2.決議事項

第1号議案　第103期 剰余金処分案承認の件
第2号議案　理事の任期満了に伴う選任の件
第3号議案　監事の任期満了に伴う選任の件
第4号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案　会員除名の件

◆総代のお名前

※氏名の後の数字は総代への就任回数　　(令和7年6月30日現在)

選任区域	定　数	お　名　前					
1区	29	青木剛次①	青木通陽⑤	渥美利弘⑥	石橋教志①	稲垣克晃③	稲垣　均③
		岩崎亜紀②	岩本　強③	植野　桂②	宇佐美裕之④	内田貴典③	大鐘正敏⑤
		大澤宏典①	大澤康生⑧	大瀧量雄③	小杉真矢②	齋藤　誠③	島田昭吾④
		清水雅之⑥	杉本雅央④	田雑秀一③	牧野和秀③	増田勝洋⑩	三浦敏秀③
		望月孝之③	望月優行③	森　泰男⑥	山崎かおり④	渡邉一弘⑪	
2区	46	浅野秀浩⑤	池ヶ谷典裕⑨	市川　照⑨	市川聡康⑧	稲葉　孝②	植松昌美⑦
		海野真玄②	尾入壽彦⑥	大石直良⑪	小野景子⑤	小野寺和浩⑥	加藤文昭⑧
		加納昌彦⑩	狩野吉利⑥	川澄真一郎⑥	川端謹爾②	川柳史朗⑤	紅林久雄⑤
		小林敏宏②	小山公康③	新村隆司⑧	杉本彰子⑥	杉本政博⑪	杉山節雄⑦
		杉山貴久③	鈴木隆佳⑥	髙田　学②	竹澤重人⑤	田中孝将⑤	中島　敦⑤
		長瀬　隆⑧	成岡揚蔵⑦	橋戸君重⑧	長谷川靖洋③	平井義泰⑦	平岡陽一⑧
		星　達也④	増田敏光④	増田洋健②	松浦好樹⑥	松永敏克④	望月昇太郎⑨
		望月敏明⑥	森　清二③	森　宣樹③	八木健人③		
3区	45	相川賀秀⑧	青島宏明⑤	赤井秀敏⑥	芥川崇仁⑧	阿部裕之⑥	石川亘志②
		市野征則⑧	伊波武秀②	井上資士⑧	猪瀬一浩⑤	梅原義隆⑤	漆畑宏次⑦
		海野光弘⑥	大川内利文②	大須賀司⑥	太田博之①	岡部奈美②	金丸智昭⑥
		小泉明美④	坂部正行⑤	佐藤太一③	佐野賢輔⑧	實石幸男⑨	白井秀幸③
		白石明史⑤	白坂元昭①	白砂　真①	杉本幸弘②	杉山　元⑥	鈴木泰司⑧
		中嶋　雄①	長島十己知⑪	野原千枝④	長谷川勝人⑦	平尾　清⑤	星野彰彦⑥
		増井　充⑪	増田真司③	増田秀一③	松本康政④	宮崎祐一④	山崎和彦③
		山下勝央⑤	依田邦彦③	龍崎　守⑤			
4区	21	赤木　雄②	池谷　彰⑥	江﨑晴城③	大塚克典③	大坪隆明⑦	大橋妙子⑥
		片岡征哉②	川﨑真澄⑦	北堀一洋①	久野泰嗣⑤	小林武治④	杉山津之①
		杉山友紀①	渡仲康之助⑧	富澤賢一④	一言藤夫⑪	藤本名保美④	巻田達央③
		松永勝裕⑪	村松善八⑨	渡邊博文④			
合計	141						

※敬称略、五十音順に記載

◆総代の属性別構成比

職業別　法人役員98%、個人事業主1%、個人1%
年代別　70代19%、60代41%、50代36%、40代4%
業種別　製造業35%、卸売・小売業23%、サービス業17%、建設業14%、運輸・通信業6%、不動産業4%、個人1%

統合的リスク管理への取組み

◆統合的リスク管理態勢の概要について

当金庫グループは、統合的リスク管理の基本的な考え方を取りまとめた「統合的リスク管理方針」を制定しております。

近年、金融機関を取り巻く環境は複雑・多様化しており、リスク管理の重要性が増しております。本方針は、このような環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくため、様々なリスクを正確に把握し、適切に管理することを基本的な考えとしております。

本方針に基づく当金庫グループの統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、ＡＬＭ委員会をリスク管理統括機関としております。また、リスク管理主管部門を経営企画部、リスク管理担当部門を各所管部と役割分担を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

なお、毎月開催されるＡＬＭ委員会では、「リスク資本配賦運営（注）」やリスクに関する重要事項の状況等について検証しております。

(注)リスク資本配賦運営とは

リスクカテゴリーごとに自己資本を割り当て、リスクが顕在化した場合においても損失額が自己資本の範囲内に収まるよう管理する仕組みです。

当金庫グループでは、計量化が可能なリスク（信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク）に対しては限度枠（リスク資本枠）を設定し、計量化が困難なリスク（流動性リスク等）等に対しては備えとしてバッファーを設定しております。

【統合的リスク管理体制図】

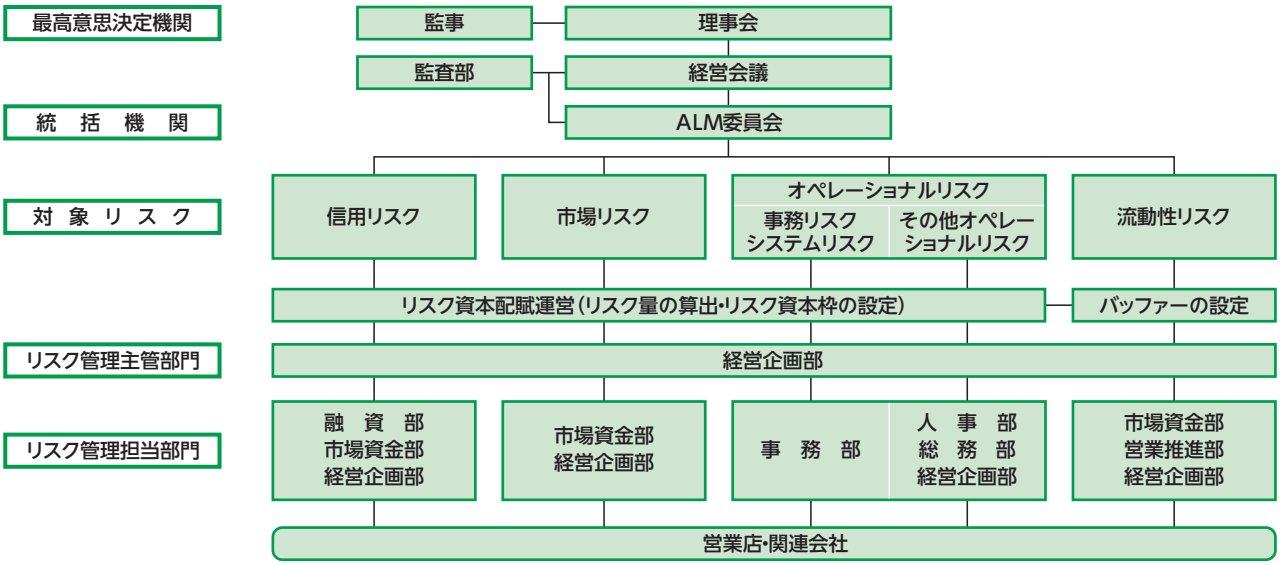

経営者保証に関する取組方針および「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取組みます。

◆お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

◆上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

◆経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

◆お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

◆事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

◆お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
制定　令和５年７月３日

(2)「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	2,100件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	46.12%
保証契約を解除した件数	140件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針

静清信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

理事会は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

以上

制定　令和6年1月19日

コンプライアンス態勢

◆コンプライアンス基本方針　高い倫理観の確立とコンプライアンスの実現に向けて

❶ 社会的使命と公共性の自覚と責任	信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
❷ 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービス等の提供などを通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
❸ 法令やルールの厳格な遵守	あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
❹ 地域社会とのコミュニケーションの充実	経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
❺ 従業員の人権の尊重等	従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
❻ 環境問題への取組み	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。
❼ 社会貢献活動への取組み	当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。
❽ 反社会的勢力の排除	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と解釈されています。当金庫では各種法令・倫理・社会的規範・金庫内の諸規程・お客さまとの約束ごとなどに至るまで広い範囲を指すものと考えております。すなわち、コンプライアンスとは、役職員がこれらのルールを守り、「地域社会やお客さまから認められ、信頼される」ためのプロセスであり、当金庫が地域社会の中で存在していくための最低限の義務であると考えております。

コンプライアンス体制

当金庫のコンプライアンス体制は、コンプライアンス統括責任者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を中心に運営しております。また、コンプライアンス統括部署として「総務部コンプライアンス統括担当」を設置し、更に本部各部および各営業店に「コンプライアンス担当」を配置して、より高い企業倫理の構築と、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、コンプライアンスの実効性を確保することとしております。

コンプライアンスへの取組み

当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営トップ自らが率先垂範するとともに、コンプライアンス態勢の一層の充実強化を実践しております。また、本部各部および各営業部店が「コンプライアンス・プログラム」を策定し実践に取組んでおります。

役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針・遵守すべき関係法令等および解説を記載した「コンプライアンス基本規程」を制定しております。また、外部講師によるコンプライアンス・セミナーや金庫内研修を実施し、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

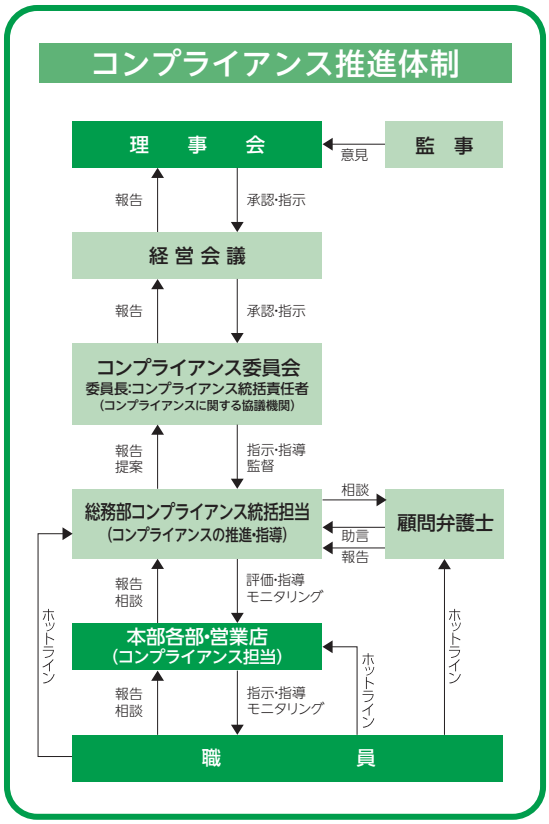

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当金庫は、お客さまの真のニーズにお応えし、「お客さまの満足度を重視した金融機関経営の確立」を実現するべく、①本部の「お客さまの声担当」に寄せられるご意見やご要望等の集計、②営業店窓口の「ご意見箱」に寄せられるご意見やご要望等の集計、③全営業店職員に対するお客さまから寄せられるご質問やご相談等の内容調査などを通じて、各種の経営改善やより良いサービスを提供するための取組みを実践しております。

上記で収集した「お客さまの声」を、「お客さま保護の更なる充実（説明態勢、苦情等に係る態勢）」「金融商品・サービスの改善」「お客さまへの応対など」の視点で整理し、改善を実施しております。

当金庫では、本部と営業店が一体となってお客さまから寄せられる苦情・ご要望・ご相談等に迅速かつ誠実に対応する態勢の整備に努めております。営業店の窓口には、様々なお客さまの声を収集することを目的として、「ご意見箱」を設置しております。お客さまの声は、「お客さま志向」の経営の原点であり、当金庫はこれらに積極的に対応することで、お客さまの満足度や利便性の向上を図ってまいります。

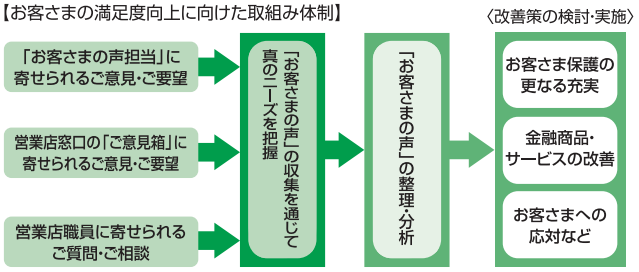

◆当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は13ページ参照）または営業推進部お客さまの声担当（0120-0988-50）にお申し出ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）
〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町2-1-1　電話番号:0120-64-5005 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く)　時間:9:00～17:00

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業推進部お客さまの声担当または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、静岡県弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

静岡県弁護士会　あっせん・仲裁センター 静岡支部	〒420-0853　静岡市葵区追手町10-80 電話番号:054-252-0008 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く)　時間:10:00～12:00、13:00～16:00
東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館6階 電話番号:03-3581-0031 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く)　時間:9:30～12:00、13:00～16:00
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館11階 電話番号:03-3595-8588 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く)　時間:10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館9階 電話番号:03-3581-2249 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く)　時間:9:30～12:00、13:00～17:00

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

店舗のご案内

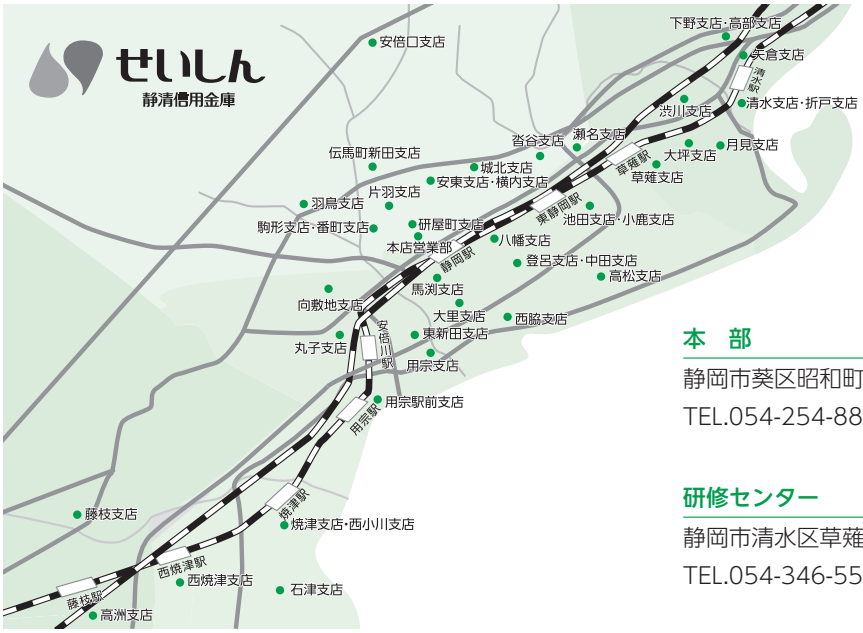

本　部
静岡市葵区昭和町2-1
TEL.054-254-8881

苦情等受付専門窓口
「お客さまの声担当」
（営業推進部内）
0120-0988-50

研修センター
静岡市清水区草薙1-25-41
TEL.054-346-5533

相談センター「kyoten」
静岡市葵区昭和町2-2
昭和町SIAビル1階
TEL.054-254-5530

貸 貸金庫設置店　信 信託契約代理業務取扱店　AED AED設置店

静岡市葵区

本店営業部	静岡市葵区昭和町2-1	TEL.054-254-5533	貸 信 AED
安東支店・横内支店	静岡市葵区安東1-22-3	TEL.054-245-9161	貸
番町支店	静岡市葵区八番町3-7	TEL.054-252-9165	
片羽支店	静岡市葵区材木町68-2	TEL.054-271-1321	貸 AED
駒形支店	静岡市葵区八番町3-7●	TEL.054-253-6116	
研屋町支店	静岡市葵区研屋町27	TEL.054-253-0131	貸
沓谷支店	静岡市葵区沓谷5-64-7	TEL.054-261-8111	貸
城北支店	静岡市葵区北安東5-51-10	TEL.054-247-5311	貸
瀬名支店	静岡市葵区瀬名川3-20-8	TEL.054-262-2271	
羽鳥支店	静岡市葵区羽鳥2-13-65	TEL.054-278-9311	
伝馬町新田支店	静岡市葵区新伝馬3-7-1	TEL.054-273-1151	
安倍口支店	静岡市葵区安倍口新田17-6	TEL.054-296-1221	

静岡市駿河区

八幡支店	静岡市駿河区大和2-4-21	TEL.054-285-3141	貸 AED
用宗支店	静岡市駿河区下川原6-20-13	TEL.054-259-2611	AED
馬渕支店	静岡市駿河区新川2-1-43	TEL.054-285-8131	貸
登呂支店・中田支店	静岡市駿河区有東2-9-27	TEL.054-283-3211	貸
大里支店	静岡市駿河区中野新田150-2	TEL.054-282-3181	貸
池田支店・小鹿支店	静岡市駿河区池田275-2	TEL.054-263-0131	
西脇支店	静岡市駿河区西脇929-1	TEL.054-283-6451	
東新田支店	静岡市駿河区東新田4-11-22	TEL.054-257-0261	
用宗駅前支店	静岡市駿河区用宗4-5-26	TEL.054-257-1391	
丸子支店	静岡市駿河区丸子2-1-13	TEL.054-259-2523	
向敷地支店	静岡市駿河区向敷地3-21-10	TEL.054-258-8501	
高松支店	静岡市駿河区高松2-1-12	TEL.054-238-7711	貸

静岡市清水区

清水支店・折戸支店	静岡市清水区万世町2-10-19	TEL.054-352-6178	貸 信 AED
矢倉支店	静岡市清水区辻4-10-25	TEL.054-365-2416	貸
大坪支店	静岡市清水区大坪2-5-35	TEL.054-346-7333	貸
月見支店	静岡市清水区中矢部1-5	TEL.054-352-1444	
下野支店・高部支店	静岡市清水区下野東4-7	TEL.054-364-7321	貸
草薙支店	静岡市清水区草薙1-25-41	TEL.054-346-5900	貸 AED
渋川支店	静岡市清水区渋川3-12-7	TEL.054-348-1621	

焼津市

焼津支店・西小川支店	焼津市焼津1-3-20	TEL.054-627-5611	信 AED
石津支店	焼津市与惣次1-13-18	TEL.054-624-4600	貸
西焼津支店	焼津市小柳津433-1	TEL.054-626-2511	貸

藤枝市

藤枝支店	藤枝市岡出山3-3-20	TEL.054-643-2511	
高洲支店	藤枝市高洲18-3	TEL.054-635-8281	

店舗外キャッシュサービスコーナー

静岡市葵区	新静岡セノバ 静岡市役所静岡庁舎葵区役所 静岡伊勢丹 パルシェ	静岡市駿河区	タミヤ小鹿工場 常葉大学草薙キャンパス	静岡市清水区	イオン清水店 ウエルシア清水折戸店● ヒバリヤ高部店	焼津市	田子重西焼津店	藤枝市	藤枝市立総合病院 富士屋高洲店 藤枝市役所

●駒形支店は店舗建て替え工事に伴い、令和8年1月頃のリニューアルオープンまでの間、番町支店内にて営業いたしております。
●店舗外ATM「ウエルシア清水折戸店出張所」は、令和7年9月30日をもって営業を終了し、令和7年10月1日より「ベイドリーム清水」にて営業いたします。
(令和7年6月30日現在)

せいしん　Disclosure 2025

資料編 INDEX

単体財務諸表 …… １５
経営指標・諸比率 …… １９
預金業務関連情報 …… ２０
融資業務関連情報 …… ２１
証券業務関連情報 …… ２３
資本関連情報 …… ２５
リスク管理態勢 …… ３７
連結財務諸表 …… ３９
連結業績・経営指標 …… ４２
連結資本関連情報 …… ４３
報酬体系について …… ５４
子会社の概要 …… ５４

単体財務諸表

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第102期 (令和6年3月31日)	第103期 (令和7年3月31日)
(資産の部)		
現金	8,421	8,871
預け金	165,223	201,828
コールローン	611	373
買入金銭債権	128	252
有価証券	420,800	372,864
国債	22,969	20,891
地方債	153,401	131,795
社債	207,783	180,103
株式	3,766	3,760
その他の証券	32,878	36,313
貸出金	421,061	423,554
割引手形	1,819	1,028
手形貸付	20,259	20,309
証書貸付	359,234	364,454
当座貸越	39,747	37,761
外国為替	48	42
外国他店預け	25	23
買入外国為替	22	18
その他資産	6,470	6,382
未決済為替貸	484	358
信金中金出資金	4,440	4,440
前払費用	11	3
未収収益	1,342	1,222
その他の資産	191	357
有形固定資産	13,783	13,962
建物	2,822	2,779
土地	9,791	9,817
リース資産	48	38
建設仮勘定	18	140
その他の有形固定資産	1,102	1,187
無形固定資産	128	88
ソフトウェア	106	66
その他の無形固定資産	22	21
前払年金費用	230	288
繰延税金資産	5,652	11,716
債務保証見返	3,122	2,582
貸倒引当金	△ 1,949	△ 1,835
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,452)	(△ 1,404)
資産の部合計	1,043,733	1,040,972

科　目	第102期 (令和6年3月31日)	第103期 (令和7年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	976,411	987,434
当座預金	37,759	34,853
普通預金	370,219	376,179
貯蓄預金	2,258	2,019
通知預金	1,830	11,586
定期預金	541,420	538,992
定期積金	18,224	17,334
その他の預金	4,699	6,469
借用金	53	49
借入金	53	49
その他負債	2,336	2,740
未決済為替借	487	384
未払費用	800	1,205
給付補塡備金	5	5
未払法人税等	513	403
前受収益	85	98
払戻未済金	21	20
職員預り金	287	275
リース債務	47	40
資産除去債務	9	8
その他の負債	77	298
役員賞与引当金	21	15
退職給付引当金	370	369
役員退職慰労引当金	188	184
睡眠預金払戻損失引当金	32	22
偶発損失引当金	61	85
再評価に係る繰延税金負債	1,330	1,365
債務保証	3,122	2,582
負債の部合計	983,928	994,850
(純資産の部)		
出資金	1,651	1,682
普通出資金	1,651	1,682
利益剰余金	68,346	69,853
利益準備金	1,619	1,651
その他利益剰余金	66,726	68,202
特別積立金	64,622	66,614
当期未処分剰余金	2,103	1,587
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	69,996	71,536
その他有価証券評価差額金	△ 13,372	△ 28,560
土地再評価差額金	3,180	3,146
評価・換算差額等合計	△ 10,192	△ 25,414
純資産の部合計	59,804	46,121
負債及び純資産の部合計	1,043,733	1,040,972

◆損益計算書

(単位：千円)

科　目	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第103期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
経常収益	11,784,439	11,429,451
資金運用収益	9,332,965	9,682,583
貸出金利息	5,032,304	5,074,204
預け金利息	443,918	840,738
コールローン利息	27,572	16,851
有価証券利息配当金	3,750,563	3,670,350
その他の受入利息	78,607	80,436
役務取引等収益	1,423,603	1,355,043
受入為替手数料	463,176	462,357
その他の役務収益	960,426	892,686
その他業務収益	289,091	81,284
外国為替売買益	7,751	5,093
国債等債券売却益	242,806	42,287
国債等債券償還益	667	1,659
その他の業務収益	37,866	32,244
その他経常収益	738,778	310,539
貸倒引当金戻入益	262,446	14,579
償却債権取立益	62,433	25,355
株式等売却益	403,283	261,592
その他の経常収益	10,615	9,013
経常費用	8,917,522	9,291,937
資金調達費用	375,446	1,115,268
預金利息	367,437	1,107,256
給付補塡備金繰入額	4,927	5,028
借用金利息	1,422	1,327
その他の支払利息	1,658	1,656
役務取引等費用	729,452	765,637
支払為替手数料	135,827	135,517
その他の役務費用	593,625	630,119
その他業務費用	1,088,632	385,733
国債等債券売却損	630,922	146,670
国債等債券償還損	457,481	238,443
その他の業務費用	228	619
経費	6,474,319	6,640,734
人件費	3,976,484	4,133,852
物件費	2,240,584	2,244,090
税金	257,250	262,791
その他経常費用	249,671	384,562
貸出金償却	149,525	22,496
株式等売却損	17,538	190,065
その他資産償却	12,460	20,396
その他の経常費用	70,147	151,604

(単位：千円)

科　目	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第103期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
経常利益	2,866,916	2,137,514
特別損失	24,745	42,608
固定資産処分損	24,745	42,608
税引前当期純利益	2,842,170	2,094,906
法人税、住民税及び事業税	626,632	523,232
法人税等調整額	157,548	31,539
法人税等合計	784,180	554,771
当期純利益	2,057,990	1,540,135
繰越金（当期首残高）	45,740	45,527
税率変動に伴う調整額	－	2,252
当期末処分剰余金	2,103,730	1,587,915

◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科　目	第102期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第103期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,103,730,284	1,587,915,321
剰余金処分額	2,058,202,900	1,542,109,375
利益準備金	31,825,500	31,058,000
普通出資に対する配当金	32,377,400	33,051,375
(配当率)	(年2%)	(年2%)
特別積立金	1,994,000,000	1,478,000,000
繰越金（当期末残高）	45,527,384	45,805,946

当金庫の令和7年3月期の計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書、注記および付属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和7年5月16日付の監査報告書を受領しております。
上記の計算書類等のうち、貸借対照表、損益計算書、注記および剰余金処分案については令和7年6月17日開催の第103期通常総代会で報告・承認を得ております。
本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

令和7年3月期における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月18日

静清信用金庫
理事長　鈴木 義行

単体財務諸表に関する注記

※貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (注)子会社の定義は、信用金庫法第32条第6項に基づいております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております（但し、車両については定率法による）。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建 物　10年～50年　　動 産　5年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
   なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
   破綻懸念先のうち担保、保証でカバーされない債権額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、その債権額の規模に応じて、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法、または債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
   貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
   予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部資産査定担当が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は553百万円であります。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
   過去勤務費用
   その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理
   数理計算上の差異
   各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
   当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

   ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）　0.5596%
   ③補足説明
   上記①の差引額は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円と年金財政計算上の別途積立金113,239百万円との差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金107百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 重要な会計上の見積り
   会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度事業に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
   (1) 財務諸表に計上した金額　　貸倒引当金1,835百万円
   (2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
   ①見積り金額の算出に用いた仮定
   債務者区分の判定における各債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
   ②見積り金額の算出方法
   重要な会計方針として7に記載しております。
   ③翌事業年度の財務諸表に与える影響
   債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分の変更により引当額が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。
16. 子会社の株式総額22百万円
17. 子会社に対する金銭債権総額1,900百万円
18. 子会社に対する金銭債務総額1,039百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額7,743百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳累計額473百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、買入金銭債権、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,467百万円
危険債権額	10,381百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	11,849百万円

   破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
   三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
   貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
   なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,047百万円であります。
24. 内国為替決済、支払保証の担保として定期預金 45,460百万円、日銀当座貸越担保及び静岡県他収納代理店担保として有価証券等4,384百万円をそれぞれ差し入れております。
   また、その他の資産には、保証金60百万円が含まれております。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差益に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、評価差益に係る税金相当額は「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しております。
   再評価を行った年月日：平成11年3月31日
   同法律第3条第3項に定める再評価の方法
   土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
   同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額3,413百万円
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,070百万円であります。
27. 出資1口当たりの純資産額 13,708円42銭
28. 金融商品の状況に関する事項
   (1)金融商品に対する取組み方針
   当金庫は預金業務、融資業務及び資金運用業務等の金融業務を行っております。
   近時、金融の自由化・IT化等の進展に伴い、金融業務・金融商品は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しています。当金庫ではこうした金融環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくためには、金融業務・金融商品に係る様々なリスクを総体として正確に把握する必要があるという認識のもと、「統合的リスク管理方針」を制定しております。
   (2)金融商品の内容及びそのリスク
   当金庫が保有する金融資産は、主として営業地域内のお客さまに対する貸出金及び資金運用に係る預け金、有価証券です。有価証券は、主に債券、株式等であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。その他、派生商品取引（デリバティブ取引）として、外国為替等に係るリスクヘッジの目的で行う為替先物予約取引等がありますが、取引金額は少額であり、経営に影響を与えることはありません。これらの資産は、信用リスク（貸出金信用リスク・市場信用リスク）、市場リスク（金利リスク・株式リスク・為替リスク等）等に晒されております。
   一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利変動リスク、資金調達に係る流動性リスク等に晒されております。
   (3)金融商品に係るリスク管理体制
   当金庫ではこうした運用・調達に係る管理対象リスクを、統合的リスク管理態勢の関連規程（信用リスク管理規程・市場リスク管理規程・流動性リスク管理規程等）で定めております。
   「統合的リスク管理方針」に基づく当金庫の統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、ALM委員会をリスク管理統括機関としております。また、牽制機能を強化するためにリスク管理主管部門とリスク管理担当部門を区分し各所管部と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるALM委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の管理状況等について検証・報告しております。
   金融商品に係る主要なリスク管理体制は以下のとおりです。
   ①信用リスクの管理体制
   信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付の基準、ポートフォリオ管理、決裁権限等を定めたクレジットポリシーを明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。組織面では、信用リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、信用コスト、信用VaR等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
   また、お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。
   ②市場リスクの管理体制
   (ⅰ)市場リスクの管理
   市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠、有価証券等運用に係るリスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。組織面では、市場リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
   また、通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバックテスト、ストレステスト等を実施することにより、当金庫の経営に与える影響度合いを検証しております。
   (ⅱ)為替リスクの管理
   当金庫は為替の変動リスクに関して、主として為替先物予約取引を利用しております。
   (ⅲ)価格変動リスクの管理
   有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会で決定された「余裕金運用方針」に基づき「有価証券等資金運用規程」に従い行われております。このうち市場資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、運用限度枠の設定のほか、損失限度枠管理や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
   運用限度枠・損失限度枠についてはALM委員会で決定し、理事会に報告を行っております。

(ⅳ)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事後管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに「有価証券等資金運用規程」、「スワップ取扱い規程」等に基づき実施されております。

(ⅴ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金及び預金等であり、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるように管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間は有価証券3ヵ月、貸出金・預金等1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日現在の市場リスク量（損失額の推測値）は、全体で8,344百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスク管理体制

流動性リスクの基本規程として「流動性リスク管理規程」「資金繰りマニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。主に資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。

また、ALM委員会及び理事会に対しては、支払準備率等の重要な指標を報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。 (単位：百万円)

科　目	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金	201,828	202,327	499
(2) 有価証券			
その他有価証券(＊3)	372,676	372,676	－
(3) 貸出金(＊1)	423,554		
貸倒引当金(＊2)	△1,834	421,719	419,573	△2,146
金融資産計	996,224	994,576	△1,648
(1) 預金積金	987,434	987,158	△276
金融負債計	987,434	987,158	△276

(*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注１)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

預け金の時価は、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、30、31に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外の内、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外の内、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。 (単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(＊1)	22
非上場株式(＊1)	128
信金中央金庫出資金(＊1)	4,440
組合出資金(＊2)	37
合　計	4,628

(＊1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	129,338	66,490	6,000	－
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	18,099	67,822	120,691	186,587
貸出金(＊)	69,120	124,647	93,440	97,610
合　計	216,557	258,959	220,131	284,197

(＊) 貸出金のうち、延滞貸出金、当座貸越等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(＊)	461,437	92,072	11	694
合　計	461,437	92,072	11	694

(＊) 預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めのないものは含まれておりません。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

以下、31まで同様であります。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,382	1,930	452
	債券	1,322	1,314	7
	国債	1,322	1,314	7
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	10,751	7,974	2,777
	小　計	14,456	11,218	3,237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,227	1,285	△58
	債券	331,468	373,397	△41,929
	国債	19,569	24,403	△4,833
	地方債	131,795	153,242	△21,447
	短期社債	－	－	－
	社債	180,103	195,752	△15,648
	その他	25,524	26,472	△947
	小　計	358,220	401,156	△42,935
合　計		372,676	412,374	△39,698

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,972	260	△180
債券	23,210	41	△144
国債	－	－	－
地方債	5,515	2	△17
短期社債	－	－	－
社債	17,695	38	△126
その他	399	2	△9
合　計	27,582	303	△334

32. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、142,900百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,585百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	275百万円
減価償却費	108
退職給付引当金	22
役員退職慰労引当金	51
未払賞与	113
その他有価証券評価差額金	11,137
その他	191
小計	11,900
評価性引当額	△93
繰延税金資産合計	11,806

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立額	89
その他	0
繰延税金負債合計	90
繰延税金資産の純額	11,716

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.323%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.028%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は299百万円増加（繰延税金負債は2百万円増加）し、その他有価証券評価差額金は280百万円減少し、法人税等調整額は6百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

※損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による収益総額　45,924千円
   子会社等との取引による費用総額　316,360千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額　462円95銭
4. その他の経常費用の内訳は、信用保証協会責任共有制度負担金83,171千円、その他であります。

経営指標・諸比率

◆業務粗利益

(単位：千円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
資金運用収支（資金利益）	8,957,519	8,567,314
資金運用収益	9,332,965	9,682,583
資金調達費用	375,446	1,115,268
役務取引等収支	694,150	589,406
役務取引等収益	1,423,603	1,355,043
役務取引等費用	729,452	765,637
その他業務収支	△799,540	△304,449
その他業務収益	289,091	81,284
その他業務費用	1,088,632	385,733
業務粗利益	8,852,129	8,852,272
業務粗利益率（%）	0.89	0.86

(注) 1. 業務粗利益率（%）＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆業務純益

(単位：千円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
業務純益	2,423,824	2,264,741
実質業務純益	2,423,824	2,264,741
コア業務純益	3,268,754	2,605,908
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	3,238,964	2,601,582

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆経費の内訳

(単位：千円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
人件費	3,976,484	4,133,852
報酬給料手当	3,118,254	3,262,428
退職給付費用	351,151	341,964
その他	507,077	529,459
物件費	2,240,584	2,244,090
事務費	946,631	964,628
うち旅費・交通費	4,773	3,789
うち通信費	75,614	76,593
うち事務機械賃借料	4,638	5,111
うち事務委託費	689,604	719,390
固定資産費	410,818	328,503
うち土地建物賃借料	44,006	37,594
うち保全管理費	224,616	221,077
事業費	191,361	206,033
うち広告宣伝費	119,560	134,528
うち交際費・寄贈費・諸会費	63,909	64,802
人事厚生費	68,696	78,449
預金保険料	133,103	135,792
有形固定資産償却	434,806	479,017
無形固定資産償却	55,166	51,666
税金	257,250	262,791
合　計	6,474,319	6,640,734

◆資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

(単位：平均残高百万円、利息千円、利回%)

	令和6年3月期			令和7年3月期		
	平均残高	利　息	利　回	平均残高	利　息	利　回
資金運用勘定	993,546	9,332,965	0.93	1,025,736	9,682,583	0.94
うち貸出金	408,368	5,032,304	1.23	415,446	5,074,204	1.22
うち預け金	136,337	443,918	0.32	181,843	840,738	0.46
うちコールローン	650	27,572	4.23	424	16,851	3.97
うち商品有価証券	0	－	－	－	－	－
うち有価証券	444,868	3,750,563	0.84	423,272	3,670,350	0.86
資金調達勘定	938,769	375,446	0.03	970,347	1,115,268	0.11
うち預金積金	938,396	372,365	0.03	969,975	1,112,284	0.11
うち借用金	55	1,422	2.56	51	1,327	2.56

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年3月期806百万円、令和7年3月期808百万円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年3月期			令和7年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	130,822	14,094	144,917	43,716	304,072	347,788
うち貸出金	154,798	△262,721	△107,923	87,219	△45,319	41,900
うち預け金	24,755	147,073	171,829	148,168	248,652	396,820
うちコールローン	△3,713	13,885	10,171	△9,601	△1,119	△10,720
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	△45,017	115,857	70,839	△182,070	101,858	△80,212
支払利息	3,872	147,252	151,124	12,435	727,388	739,824
うち預金積金	3,953	147,252	151,205	12,530	727,388	739,919
うち借用金	△81	－	△81	△95	－	△95

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆総資金利鞘

(単位：%)

	令和6年3月期	令和7年3月期
資金運用利回	0.93	0.94
資金調達原価率	0.72	0.79
総資金利鞘	0.21	0.15

◆総資産利益率

(単位：%)

	令和6年3月期	令和7年3月期
総資産経常利益率	0.28	0.20
総資産当期純利益率	0.20	0.14

(注) 1. 総資産利益率は総資産をどれだけ効率よく使用して利益を上げているかを示す指標です。
2. 総資産経常（当期純）利益率（%）＝経常（当期純）利益/総資産平均残高×100
3. 総資産平均残高は債務保証見返平均残高を除きます。

預金業務関連情報

◆預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比
当座預金	37,759	3.8	34,853	3.5
普通預金	370,219	37.9	376,179	38.0
(うち、無利息型普通預金)	(36,904)	(3.7)	(38,326)	(3.8)
貯蓄預金	2,258	0.2	2,019	0.2
通知預金	1,830	0.1	11,586	1.1
定期預金	541,420	55.4	538,992	54.5
定期積金	18,224	1.8	17,334	1.7
別段・納税準備預金	4,061	0.4	6,072	0.6
外貨預金	637	0.0	397	0.0
合　計	976,411	100.0	987,434	100.0

◆預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比
個人	652,878	66.8	667,494	67.5
一般法人	223,608	22.9	260,306	26.3
金融機関	22,198	2.2	33,158	3.3
公金	77,725	7.9	26,475	2.6
合　計	976,411	100.0	987,434	100.0

◆預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
流動性預金	394,092	396,712
定期性預金	543,629	572,809
譲渡性預金	－	－
その他の預金	674	454
合　計	938,396	969,975

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
固定金利定期預金残高	540,608	538,204
変動金利定期預金残高	4	3

(注) 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

融資業務関連情報

◆貸出金科目別残高・平均残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	平均残高	残　高	平均残高
割引手形	1,819	1,578	1,028	1,377
手形貸付	20,259	19,499	20,309	19,835
証書貸付	359,234	354,784	364,454	363,552
当座貸越	39,747	32,506	37,761	30,680
合　計	421,061	408,368	423,554	415,446

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比
製造業	46,622	11.1	44,909	10.6
農業、林業	494	0.1	739	0.2
漁業	160	0.0	110	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	29	0.0	41	0.1
建設業	30,068	7.1	29,297	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	665	0.2	579	0.1
情報通信業	1,283	0.3	1,455	0.3
運輸業、郵便業	6,535	1.5	6,110	1.4
卸売業、小売業	32,609	7.7	31,462	7.4
金融、保険業	32,246	7.7	31,104	7.3
不動産業	44,880	10.7	48,865	11.5
物品賃貸業	3,908	0.9	3,859	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	3,611	0.9	2,968	0.7
宿泊業	1,447	0.3	1,402	0.3
飲食業	5,446	1.3	5,338	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	5,247	1.3	5,480	1.3
教育、学習支援業	1,247	0.3	1,177	0.3
医療、福祉	10,057	2.4	9,862	2.3
その他サービス	18,346	4.4	23,682	5.6
小　計	244,910	58.2	248,446	58.6
地方公共団体	44,813	10.6	42,245	10.0
個人	131,336	31.2	132,862	31.4
業種別合計	421,061	100.0	423,554	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比
設備資金	234,961	55.8	244,650	57.8
運転資金	186,100	44.2	178,904	42.2
合　計	421,061	100.0	423,554	100.0

◆固定金利・変動金利別貸出残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
固定金利貸出金残高	172,944	171,001
変動金利貸出金残高	248,116	252,553

◆貸出金・債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	債務保証見返	残　高	債務保証見返
当金庫預金積金	1,449	21	1,354	60
有価証券	－	－	－	－
不動産	99,391	1,577	102,635	1,246
その他	84	2	61	0
小　計	100,925	1,601	104,051	1,306
信用保証協会・信用保険	104,187	－	100,608	－
保証	44,078	－	44,857	－
信用	171,868	1,521	174,035	1,276
合　計	421,061	3,122	423,554	2,582

◆預貸率

(単位：%)

	令和6年3月期	令和7年3月期
期中平均	43.51	42.83
期末	43.12	42.89

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆会員・会員外貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
会員	335,962	366,401
会員外	85,099	87,153
合　計	421,061	423,554

(注) 会員・会員外の区分は、期末時点の状態によるものでなく、卒業生貸出を除き融資の際の状態によるものとしています。

◆貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
一般貸倒引当金	497	430
個別貸倒引当金	1,452	1,404
合　計	1,949	1,835

(注) 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は記載を省略しております。

◆貸倒引当金の期中増減額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
一般貸倒引当金	23	△66
個別貸倒引当金	△433	△47
合　計	△410	△113

◆信用金庫法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,257	1,467
危険債権	10,846	10,381
要管理債権	－	－
三月以上延滞債権	－	－
貸出条件緩和債権	－	－
小計(A)	13,104	11,849
保全額(B)	12,360	11,060
個別貸倒引当金(C)	1,452	1,404
一般貸倒引当金(D)	－	－
担保・保証等(E)	10,908	9,655
保全率(B)／(A)（%）	94.32	93.34
引当率((C)+(D))／((A)−(E))（%）	66.12	64.03
正常債権(F)	411,468	414,798
総与信残高(A)+(F)	424,573	426,647

(注) 1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7.「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8.「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9.「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
10.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息、仮払金および債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

証券業務関連情報

◆保有有価証券の種類別平均残高の内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	残　高	構成比	残　高	構成比
国債	27,739	6.2	25,663	6.1
地方債	162,752	36.6	158,012	37.3
短期社債	－	－	－	－
社債	220,858	49.7	205,668	48.6
株式	1,624	0.4	2,495	0.6
外国証券	24,203	5.4	24,161	5.7
その他証券	7,689	1.7	7,270	1.7
合　計	444,868	100.0	423,272	100.0

(注) 商品有価証券は含んでおりません。

◆商品有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
商品国債	0	－
商品地方債	－	－
商品政府保証債	－	－
その他商品有価証券	－	－
合　計	0	－

◆預証率

(単位：%)

	令和6年3月期	令和7年3月期
期中平均	47.40	43.63
期末	43.09	37.76

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

◆その他の金銭の信託

該当ありません。

◆売買目的有価証券の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和6年3月期			令和7年3月期		
	取得価額	時価	含み(損)益	取得価額	時価	含み(損)益
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－	－
合　計	－	－	－	－	－	－

◆満期保有目的の債券および子会社・関連会社株式の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和6年3月期					令和7年3月期				
	帳簿価格	時価	含み(損)益			帳簿価格	時価	含み(損)益		
				うち益	うち損				うち益	うち損
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	22	22	－	－	－	22	22	－	－	－
合　計	22	22	－	－	－	22	22	－	－	－

◆その他有価証券の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和6年3月期					令和7年3月期				
	帳簿価格	時価	含み(損)益	うち益	うち損	帳簿価格	時価	含み(損)益	うち益	うち損
株式	3,208	3,744	535	547	11	3,344	3,738	394	452	58
債券	405,621	384,155	△21,466	248	21,715	374,711	332,790	△41,921	7	41,929
その他	30,363	32,878	2,515	3,016	500	34,484	36,313	1,829	2,777	947
合　計	439,193	420,778	△18,415	3,812	22,227	412,540	372,842	△39,698	3,237	42,935

(注)「その他」は、外国証券および投資信託等です。

【用語説明】

▶売買目的有価証券
短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券です。

▶満期保有目的の債券
安定的な資金運用を目的として、満期まで保有する意図を持って保有する債券です。

▶その他有価証券
「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社・関連会社株式」以外の有価証券です。当金庫で保有している有価証券の大半がここに分類されています。

◆有価証券の種類別残存期間別の内訳

(単位：百万円)

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
国債	－	303	1,356	1,018	－	－	21,613	19,569
地方債	8,077	6,271	27,854	25,610	37,921	32,929	79,547	66,984
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	11,352	10,234	28,236	23,338	81,472	68,356	86,722	78,174
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	1,704	－	8,002	12,503	13,570	9,583	－	－
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	21,134	16,808	65,449	62,471	132,964	110,868	187,883	164,728

◆デリバティブ取引

◇通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種　類		令和6年3月期 契約額等	令和7年3月期 契約額等
店頭	為替予約	売建	－	－
		買建	－	－
	合　計		－	－

(注) 1. 先物為替予約につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しております。
2. 取引所取引および店頭取引における通貨スワップ取引、通貨オプション取引、その他（売建・買建）取引については、対象残高がないため、記載を省略しております。

◇金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当する取引はありません。

資本関連情報
1. 自己資本の構成に関する事項

◆自己資本の構成

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目 …… (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	69,964	71,503
うち、出資金および資本剰余金の額	1,651	1,682
うち、利益剰余金の額	68,346	69,853
うち、外部流出予定額（△）	32	33
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△82
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	550	430
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	550	430
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額…… (イ)	70,514	71,934
コア資本に係る調整項目 …… (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	128	88
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	128	88
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	230	288
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額…… (ロ)	359	377
自己資本		
自己資本の額（(イ) － (ロ)） …… (ハ)	70,155	71,556

◆自己資本の構成

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期	令和7年3月期
リスク・アセット等 …… (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	426,691	398,590
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,337	16,040
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額…… (二)	446,029	414,630
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(二)）	15.72%	17.25

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本調達手段および自己資本の充実度に関する評価方法について

当金庫および当金庫グループの自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金や利益準備金、特別積立金等、永年の利益の蓄積による部分が自己資本の大半を占めております。地価の動向や一般貸倒引当金の水準により増減する不確実な部分が全体に占める割合は少なく、自己資本の調達状況については問題ありません。

当金庫および当金庫グループは、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分確保してきたと認識しております。

資本関連情報
2. 自己資本の充実度に関する事項

◆標準的手法のポートフォリオ区分別の内訳

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	426,691	17,067	398,590	15,943
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	416,304	16,652	382,067	15,282
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	8,517	340	7,732	309
地方三公社向け	462	18	198	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,920	1,356	30,957	1,238
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			7,744	309
カバード・ボンド向け			－	－
法人等向け	45,344	1,813	106,975	4,279
中小企業等向け及び個人向け	65,698	2,627		
中堅中小企業等向け及び個人向け			30,421	1,216
トランザクター向け			937	37
抵当権付住宅ローン	3,932	157		
不動産取得等事業向け	56,595	2,263		
不動産関連向け			77,635	3,105
自己居住用不動産等向け			30,979	1,239
賃貸用不動産向け			27,424	1,096
事業用不動産関連向け			17,549	701
その他不動産関連向け			1,682	67
ADC向け			－	－
劣後債権及びその他資本性証券等			4,324	172
三月以上延滞等	638	25		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）			5,323	212
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			534	21
取立未済手形	96	3	71	2
信用保証協会等による保証付	1,851	74	1,853	74
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	3,272	130		
出資等のエクスポージャー	3,272	130		
重要な出資のエクスポージャー	－	－		
株式等			3,407	136
上記以外	195,974	7,838	112,629	4,505
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	83,222	3,328	82,411	3,296
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,440	177	4,440	177
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,527	61	1,448	57
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	4,791	191		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			9,000	360
上記以外のエクスポージャー	101,992	4,079	15,327	613

(単位：百万円)

項　　目			令和6年3月期		令和7年3月期	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	②証券化エクスポージャー		－	－	－	－
	証券化	STC要件適用分	－	－	－	－
		非STC要件適用分	－	－		
		短期STC要件適用分			－	－
		不良債権証券化適用分			－	－
		STC・不良債権証券化適用対象外分			－	－
	再証券化		－	－	－	－
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		10,387	415	16,523	660
	ルック・スルー方式		10,387	415	16,523	660
	④未決済取引				－	－
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		－	－	－	－
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）		－	－	－	－
	⑦中央精算機関関連エクスポージャー		0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額			19,337	773	16,040	641
	BI				10,693	
	BIC				1,283	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額			446,029	17,841	414,630	16,585

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（デリバティブ取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引およびデリバティブ取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーを示します。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーを示します。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、オペレーショナル・リスク・アセットの算出については「基礎的手法」を適用しております（令和6年3月期）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和7年3月期）。
8. 単体総所要自己資本額＝リスク・アセット等合計×4%

資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項

◆信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳は、余裕金のみを対象としております。

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	国 内	国 外	国 内	国 外
余裕金	590,736	16,234	596,904	15,533

資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高合計		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		余裕金		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	52,969	48,287	46,803	45,060	6,165	3,226	–	–	177	3,937
農業、林業	494	739	494	739	–	–	–	–	–	–
漁業	160	110	160	110	–	–	–	–	–	25
鉱業、採石業、砂利採取業	4,041	3,953	29	41	4,012	3,911	–	–	–	–
建設業	31,152	30,083	30,091	29,312	1,061	771	–	–	177	1,766
電気・ガス・熱供給・水道業	51,341	47,775	665	579	50,676	47,195	–	–	–	–
情報通信業	5,186	7,606	1,283	1,455	3,903	6,150	–	–	–	–
運輸業、郵便業	16,655	14,814	6,632	6,191	10,022	8,623	–	–	–	245
卸売業、小売業	42,712	39,476	32,781	31,562	9,931	7,913	–	–	46	2,566
金融、保険業	341,990	367,589	32,246	31,104	309,744	336,485	–	–	–	–
不動産業	56,838	58,919	45,293	49,260	11,545	9,659	–	–	3	833
物品賃貸業	3,920	3,871	3,908	3,859	12	12	–	–	–	19
学術研究、専門・技術サービス業	3,693	3,026	3,623	2,976	70	50	–	–	–	87
宿泊業	1,447	1,402	1,447	1,402	–	–	–	–	–	154
飲食業	5,446	5,338	5,446	5,338	–	–	–	–	3	482
生活関連サービス業、娯楽業	5,315	5,497	5,266	5,497	48	0	–	–	6	155
教育、学習支援業	1,247	1,177	1,247	1,177	–	–	–	–	8	–
医療、福祉	10,190	9,983	10,190	9,983	–	–	–	–	1	58
その他のサービス	18,440	23,745	18,414	23,735	26	10	–	–	14	679
国・地方公共団体等	236,143	221,802	44,813	42,245	191,329	179,557	–	–	–	–
個人	131,959	133,297	131,959	133,297	–	–	–	–	31	831
その他	29,257	58,366	–	–	8,421	8,871	–	–	–	–
業種別合計	1,050,607	1,086,864	422,800	424,932	606,971	612,437	–	–	470	11,845
1年以下	140,407	119,463	107,576	106,766	32,830	12,696	–	–		
1年超3年以下	83,717	115,202	63,511	68,700	20,206	46,502	–	–		
3年超5年以下	108,308	96,364	53,355	56,193	54,952	40,171	–	–		
5年超7年以下	82,646	84,121	45,960	44,719	36,685	39,402	–	–		
7年超10年以下	238,560	209,196	57,965	48,801	180,594	160,394	–	–		
10年超	299,472	292,308	93,228	98,656	206,244	193,652	–	–		
期間の定めのないもの	97,495	170,207	1,202	1,095	75,456	119,617	–	–		
残存期間別合計	1,050,607	1,086,864	422,800	424,932	606,971	612,437	–	–		

(注) 1. 余裕金の内訳は、現金・預け金・コールローン・買入金銭債権・商品有価証券・有価証券です。
2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、三月以上延滞エクスポージャーおよび延滞エクスポージャーの地域別内訳については、記載を省略しております。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆業種別の個別貸倒引当金残高・増減額および貸出金償却額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		目的使用額		期末残高		当期増減額			
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	451	117	37	47	117	311	△ 334	194	－	18
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	58	59	2	40	59	35	1	△23	50	4
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	0	0	－	－	0	0	△ 0	0	－	－
卸売業、小売業	278	286	0	2	286	260	8	△26	99	－
金融、保険業	0	－	－	－	－	－	△ 0	－	－	－
不動産業	637	534	102	－	534	521	△ 103	△13	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	－	－	1	1	0	△0	－	－
宿泊業	145	145	－	－	145	145	－	－	－	－
飲食業	85	69	1	－	69	65	△ 16	△3	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	2	3	－	－	3	3	0	0	－	－
教育、学習支援業	－	8	－	8	8	－	8	△8	－	－
医療、福祉	4	1	2	0	1	1	△ 3	△0	－	－
その他サービス	190	182	－	－	182	14	△ 7	△168	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	31	41	－	－	41	40	10	△1	－	－
業種別合計	1,886	1,452	147	99	1,452	1,404	△ 433	△47	149	22

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 貸出金償却について、業種別区分に未収利息の償却は含まれておりません。なお、業種別合計欄には未収利息の償却が含まれております。

資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	8,871	－	8,871	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	119,075	－	119,075	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	194,505	11	194,505	0	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	84,831	－	84,831	－	7,732	9%
地方三公社向け	1,699	－	992	－	198	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	146,887	－	146,887	－	30,957	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,318	－	32,318	－	7,744	24%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	175,213	20,899	167,361	6,102	106,975	63%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	52,004	124,822	47,400	4,869	30,421	58%
トランザクター向け	－	97,578	－	2,909	937	32%
不動産関連向け	154,197	－	153,329	－	77,635	51%
自己居住用不動産等向け	92,011	－	91,686	－	30,979	34%
賃貸用不動産向け	41,649	－	41,306	－	27,424	66%
事業用不動産関連向け	17,692	－	17,532	－	17,549	100%
その他不動産関連向け	2,843	－	2,803	－	1,682	60%
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	4,324	－	4,324	－	4,324	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,043	195	3,979	17	5,323	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	961	－	960	－	534	56%
取立未済手形	358	－	358	－	71	20%
信用保証協会等による保証付	45,880	2,169	45,880	216	1,853	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	3,407	－	3,407	－	3,407	100%
合　計					355,754	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年３月期については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	令和7年3月期															
現金	8,871	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	119,075	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	194,506	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	84,831	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	992	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	131,083	–	15,804	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	18,274	–	12,804	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	38,392	–	–	–	–	–	–	–	–	52,767	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,909	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,909	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	11,827	5,573	19,523	20	2,753	17	6,822	–	10,713	7,418	91	6,629	1
自己居住用不動産等向け	–	–	–	11,827	5,573	13,142	20	–	17	6,822	–	–	7,418	–	–	1
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	6,380	–	2,753	–	–	–	10,713	–	91	3,825	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,803	–
ＡＤＣ向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	254	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	358	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	27,561	18,535	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	350,014	103,366	–	182,654	5,573	35,327	20	2,753	17	6,822	–	13,622	60,440	91	6,629	1

資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	令和7年3月期															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,871
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	119,075
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	194,506
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	84,831
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	992
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	146,887
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	31,078
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	58,678	－	－	23,625	－	－	－	－	－	－	－	－	173,463
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	44,387	－	－	－	－	4,972	－	－	－	－	－	－	－	－	52,269
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,909
不動産関連向け	49,845	3,876	－	－	2,625	－	－	13,474	11,872	－	－	243	－	－	－	153,329
自己居住用不動産等向け	46,814	48	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	91,686
賃貸用不動産向け	－	3,827	－	－	－	－	－	13,474	－	－	－	239	－	－	－	41,306
事業用不動産関連向け	3,030	－	－	－	2,625	－	－	－	11,872	－	－	3	－	－	－	17,532
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,803
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,324	－	－	－	4,324
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	470	－	－	－	－	3,272	－	－	－	3,997
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	960	－	－	－	－	－	－	－	－	960
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	358
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	46,097
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,407	－	－	3,407
合　計	49,845	48,264	－	58,678	2,625	－	30,028	13,474	11,872	－	－	7,839	3,407	－	－	993,373

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。

◆リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和6年3月期	
	格付有り	格付無し
0%	－	314,872
10%	－	103,688
20%	83,373	172,396
35%	－	11,235
50%	107,043	18
75%	－	53,084
100%	1,317	166,238
150%	－	3,439
250%	－	33,899
小　計	191,734	858,872
合　計	1,050,607	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和7年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	720,595	21,125	10.000	721,584
40%～70%	110,899	82,687	10.000	112,029
75%	40,846	23,234	12.000	37,818
80%	－	－	－	－
85%	61,989	10,555	23.000	57,684
90%～100%	25,289	10,373	15.000	27,807
105%～130%	25,488	－	－	25,347
150%	7,747	122	10.000	7,693
250%	3,407	－	－	3,407
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合　計	996,263	148,099	12.000	993,373

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◆適格格付機関について

当金庫では、リスク・アセット算出上の資産項目のうち、「法人向け（大企業・中堅企業）債権」については、リスク・ウェイトの判定において、以下の格付機関の格付を参照しております。

	適格格付機関
法人等向け債権（大企業・中堅企業）	
貸出金	R&I、JCR
有価証券	
国内事業債	R&I、JCR
ユーロ円債、サムライ債	R&I、JCR、Moody's

R&I ： (株)格付投資情報センター、JCR ： (株)日本格付研究所、Moody's ： ムーディーズ・レーティングス

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	令和6年3月期		令和7年3月期	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,373	82,125	11,303	84,651

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

資本関連情報
4. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22,914	30,613	1,509	1,440
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	20,600	26,382		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,914	30,613	1,509	1,440
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	71,556		70,155	

(注) 金利リスクの算出手法の概要等は、下記の「定性的な開示事項」に記載しております。

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

(ア) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

リスク管理および計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理しております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」および「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としております（但し、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているものおよび期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く）。

なお、連結子会社は、事業内容、資産・負債の規模、構成にみて、金利リスクの財務に与える影響が軽微であるため、連結決算での計測に含めておりません。

(イ) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、ALM委員会において期間計画およびリスクの状況に関する検討を行っております。

期中においては、リスク管理の主管部がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM委員会に報告し、業務運営の状況について議論のうえ、各種施策およびコントロールについての検討を行っております。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しております。

(エ) ヘッジ等金利リスク削減手法に関する説明

当金庫では、時価変動リスク・資金利益変動リスクの管理を目的とした金利スワップ取引の取扱いはありません。

(2) 金利リスクの算出方法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和7年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.1年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法およびその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間銀行に滞留する特徴があること、また金利水準が低いことから、当金庫にとって有利な調達となっております（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫では、コア預金部分の残高および滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。

また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しております。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

貸出の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、全通貨を対象としており、集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。

(f) スプレッドに関する前提

ΔEVE計算に用いる割引金利は、マーケットデータに運用・調達スプレッドを加算した値を使用しております。

(g) 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクの算出方法に変動はありません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性については、リスクと収益とのバランスを考慮しながら適正な運用を実施しております。

(イ) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、リスク管理、収益管理等の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

当金庫では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を計測しております。

(b) 金利リスク計測の前提およびその意味

銀行勘定全体のVaRおよび有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては分散共分散法を採用し、信頼区間を99.0%としております。

また、保有期間については、VaR算定時の保有期間は預金・貸出金等は250日（1年）、有価証券は62日（3か月）としております。

資本関連情報
5. 証券化エクスポージャーおよび出資等エクスポージャーに関する事項

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区　　分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	3,706	3,706	3,738	3,738
非上場株式等	4,592	4,592	4,592	4,592
合　　計	8,298	8,298	8,330	8,330

◆貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
評価損益	584	480

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
売却益	403	260
売却損	13	180
償却	－	－

資本関連情報
6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,387	16,523
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

リスク管理態勢

◆信用リスク管理について

▶信用リスク管理方針

当金庫グループの信用リスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、信用リスクをお取引先の業況・財務状況の悪化、市場取引に関連した発行体の財務状況の悪化等により、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収が困難になり、当金庫グループが損失を被るリスクとして定義しております。
・信用リスク量を算出(注1)することにより、当金庫グループにおける信用リスクのレベルを適切に把握しております。また、信用リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（信用リスク資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。

(注1) 信用リスク量の算出とは
お取引先の業況・財務状況の悪化等の可能性の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、こうした可能性を統計的な手法を活用し、一定期間に予想される損失額（信用コスト）と、その予想を超えて損失額が膨らむ場合の最大損失額（信用VaR）等を算出しております。

▶信用リスク管理体制

当金庫グループの信用リスク管理体制は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付(注2)の基準、ポートフォリオ管理(注3)、決裁権限等を定めたクレジットポリシー(注4)を明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。
・組織面では、信用リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には信用コスト、信用VaR等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
・お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。

(注2) 信用格付とは
お取引先の信用リスクの程度に応じたランク付けのことで、正確な自己査定および適正な償却・引当の基礎となるものです。

(注3) ポートフォリオ管理とは
与信の構造を様々な切り口からとらえたものです。主に業種別・規模別・信用格付ランク別・債務者区分別等で信用リスクの状況を適切に把握・管理することを目的に行っております。

(注4) クレジットポリシーとは
与信に関して守るべき規範を定義したものです。
信用金庫法第1条で、「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」とされており、信用金庫は重い社会的責任を有しています。

▶信用リスク削減手法（担保、保証等）について

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、保証等が該当します。

当金庫グループでは、自己査定の基本的な取扱いを定めた「資産の自己査定規程」に基づき、担保および保証を「優良担保」「優良保証」「一般担保」「一般保証」に区分しております。

このうち、優良担保の処分可能見込額および優良保証により保全されているものを原則として非分類、一般担保の処分可能見込額および一般保証により保全されているものを原則としてⅡ分類としております。

不動産担保については、不動産担保の評価基準に則って算定される担保評価額を一般担保として計算しております。また、預金による担保は、相殺契約下にあるものを優良担保としており、それ以外の預金は担保・保証としての計算には組み入れておりません。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、株式等、適格保証として中央政府保証、地方公共団体保証等が該当します。

当金庫グループでは、担保に「簡便手法(注5)」を採用し、当金庫が判断した適格担保および適格保証について信用リスク・アセットを削減しております。

(注5) 簡便手法とは
お取引先に対し適格な担保が設定されていた場合、担保による保全部分については取引先のリスク・ウェイトではなく、当該担保のリスク・ウェイトを適用する手法です。

◆市場リスク管理について

▶市場リスク管理方針

当金庫グループの市場リスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、市場リスクを金利、株式、為替等の様々なリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス(注1)を含む）の価値が変動し、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
・市場リスク量を算出(注2)することにより、当金庫グループにおける市場リスクのレベルを適切に把握しております。また市場リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（市場リスク資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしています。

(注1) オフバランスとは
資産・負債であっても、バランスシート（＝貸借対照表）に計上されないことです。
たとえば、先物取引やオプション取引等の取引は、元本を想定して取引を行いますが、実際に想定元本を払い込んだり、受取るわけではないので、貸借対照表に計上されません。オフバランス取引、または簿外取引ともいわれております。

(注2) 市場リスク量の算出とは
当金庫グループが保有する有価証券（債券・株式）等の価値の変動の程度を推量することをいいます。
当金庫グループでは、信用リスク同様、こうした可能性を統計的な手法を活用し算出しております。

▶市場リスク管理体制

当金庫グループの市場リスク管理体制は以下のとおりです。

・市場リスク管理の基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。
・組織面では、市場リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
・市場リスク量の算出とは別に、定期的にバックテスト、ストレステスト(注3)等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

(注3) バックテスト、ストレステストとは
バックテストとはリスク量の算出後、実際のマーケットでの損失実績とリスク量を比較し、計測手法の信頼性を検証することです。ストレステストとは実際のマーケットでは通常起こり得ないような事態を想定し、その損失の程度をシミュレーションすることです。

▶金利リスク(注4)に関するリスク管理の状況

金利リスクについては、その重要性を認識した上で様々な観点からリスク量を算出しており、貸出金、有価証券等の資産のみならず、預金等の負債を加えた銀行勘定全体で金利リスクをとらえております。

当金庫グループが統合的リスク管理の枠組みの中で管理している市場リスクは金利リスク・株式リスク等で、市場VaR(注5)等によりリスク量を算出しております。

(注4) 金利リスクとは
市場金利の変動によって受ける価値の変動等をいいます。

(注5) 市場VaRとは
過去のデータをもとに、保有する有価証券等のポートフォリオから将来発生しうる損失額を統計的手法により算出した推定値です。

▶株式等運用に関するリスク管理の状況

有価証券全体に占めるウェイトは低位ですが、当金庫グループは債券以外の運用として株式等を保有しております。

株式等の運用においては、「有価証券等資金運用規程」に則り、含み益の確保と安定した配当金の受領等、債券運用による収益の補完を基本的な運用方針とし、価格が一定の水準まで下落した場合の措置として「ロスカット基準・アラーム基準」を設定し、市場VaRによるリスク量の算出とともに、一段の価格下落による損失を回避する体制を整備しております。

また、当該取引に係る会計処理については、当金庫グループが定める「有価証券時価算定基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

◆オペレーショナルリスク管理について

▶オペレーショナルリスク管理方針

当金庫グループのオペレーショナルリスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、オペレーショナルリスクを事務処理上のミスやシステム障害、役職員による不正行為等によって損失が生じるリスクと定義しております。具体的には、「事務リスク」「システムリスク」と「その他オペレーショナルリスク」があり、「その他オペレーショナルリスク」は「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」としております。
・組織面では、オペレーショナルリスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、重要項目については、両部門よりALM委員会等へ報告する体制としております。
・オペレーショナルリスク量の算出においては、「標準的計測手法(注1)」を採用しております。
・BI（事業規模指標）は、金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）を合計して算出しております。
・ILM（内部損失乗数）は、「1」を適用しております。
・オペレーショナル･リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。
・オペレーショナル･リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

(注1)「標準的計測手法」とは
BIC（事業規模要素）の額にILM（内部損失乗数）を乗じて得た額をもってオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

▶事務リスク管理方針

当金庫グループの事務リスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、役職員が正確な事務を怠ったりあるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクを事務リスクと定義しております。
・当金庫グループは、常に事務リスク発生の危険度を把握し、すべての業務に対して事務管理の厳正化と事務レベルの引上げを図り、事務リスクの発生を抑制することを基本的な考えとしています。

▶事務リスク管理体制

当金庫グループでは事務リスクの発生を抑制するため、以下の取組みを行っております。

・「事務リスク管理規程」をはじめ、事務取扱いに係る規程・要領等を整備しております。
・事務取扱い等に関する職位・職務別の研修等を開催しております。
・本部による営業店臨店指導や再発防止を狙いとする他店舗における事務ミス発生事例の情報共有化等、職員教育の充実に努めております。
・事務処理方法等について見直し・改善を継続的に行うとともに、業務の自動化やシステム化、本部での事務集中処理等を進めております。
・規程・マニュアル等に則り、適正な事務処理が行われているかを、営業店自らが毎月自主的に点検しております。
・監査部門が定期的または予告なく立ち入り監査を実施しております。

▶システムリスク管理方針

当金庫グループのシステムリスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、システムリスクをコンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータの不正利用等により、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
・当金庫グループは、システム運用の安全対策を経営の重要課題と位置付け、コンピュータシステムをはじめとする情報資産の保護および外部委託に関する管理体制を整備するとともに、不慮の災害や事故等による各種業務の中断範囲と罹災期間の影響を極小化し、迅速・効率的に必要な業務の再開ができる態勢を構築することを基本的な考えとしております。

▶システムリスク管理体制

当金庫グループではシステムリスクの発生を抑制するため、以下の取組みを行っております。

・「システムリスク管理規程」「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」「情報資産保護に関する安全対策マニュアル（セキュリティスタンダード）」を制定し、これらに則った安全対策を推進するとともに、これらの解説編を作成し、役職員のシステムリスクやセキュリティに対する意識醸成を図っております。
・金融機関の中枢システムとなる勘定系オンラインシステムについては、しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。通信回線等の二重化や元帳データ等の重要データを保管するバックアップセンターを遠隔地に設置する等、万一の場合に備えた態勢を構築しております。
・各種システムの故障、災害等によるシステムの停止を想定した規程・マニュアルを定め、これに基づいた非常時の対応訓練を実施しております。
・不正アクセス対策、盗難対策、ウィルス対策等、システムの重要度、リスクの大きさに合わせた適切なセキュリティの確保・強化に努めております。
・金庫組織内にCSIRT(注2)を常設し、金庫内ネットワークへの不正侵入、標的型メール、DDoS攻撃、ホームページの改ざん等のサイバー攻撃に的確・迅速に対応する態勢を構築しております。

(注2) CSIRT（シーサート）とは
Computer Security Incident Response Teamの略で、サイバー攻撃などのセキュリティインシデントに対応する専門チームのことです。

▶その他オペレーショナルリスク管理方針等

当金庫グループのその他オペレーショナルリスク管理方針等は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、オペレーショナルリスクのうち事務リスクおよびシステムリスクを除いたリスクをその他オペレーショナルリスクと定義しております。
・当該リスクはいわゆる不確実なリスクに該当するため、常日頃から仮に顕在化した場合の経営に対する多大な影響を十分認識し、本部・営業店・関連会社一体となった管理を徹底しております。

◆流動性リスク管理について

▶流動性リスク管理方針

当金庫グループの流動性リスク管理方針は以下のとおりです。

・当金庫グループでは、流動性リスクを金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（市場流動性リスク）と定義しております。
・支払準備資産確保の観点から流動性に配慮した資金運用と流動性リスクを意識した厳格な資金繰り管理を行うこととしております。

▶流動性リスク管理体制

当金庫グループの流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

・「流動性リスク管理規程」「資金繰りマニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。
・組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
・資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。
・ALM委員会および理事会に対しては、支払準備率(注)の報告等を行っております。

(注) 支払準備率とは
支払準備資産（現金、預け金、有価証券等）を定期性預金（含む譲渡性預金）の10%と要求払預金の30%の合計額で除したもので、預金の払い戻し資金がどの程度準備されているかを表す指標です。

◆その他のリスク管理状況について

▶危機管理体制について

当金庫グループでは、大規模災害・システム障害等が発生した際に、お客さまや地域社会に与える影響を最小限に留めることができるよう、各種災害を想定したマニュアルを整備しております。さらに、その実効性を向上させるべく定期的に訓練を実施し、災害への対応力強化に努めております。

また、災害発生時や感染症流行時に果たすべき責務を最大限円滑に遂行するため、「業務継続計画規程」を策定する等、業務継続体制の整備に取組んでおります。

▶派生商品取引・長期決済期間取引について

当金庫グループの派生商品取引（デリバティブ取引）の取扱いについては、固定長期貸出や外国為替等に係るリスクヘッジ(注1)の目的で行う金利スワップ取引(注2)、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形での管理、信用リスクに対しては、総与信取引における保全枠との一体的な管理によりリスクを限定するなど、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

また、取引金額においても、金利スワップ取引は取扱いがなく、為替先物予約取引は取扱いが少額であることから、派生商品取引が経営に影響を与えることはありません。

なお、本取引の限度枠等の管理については「スワップ取扱い規程」等の基本規程に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(注1) リスクヘッジとは
リスクの防止あるいは軽減を試みることです。

(注2) 金利スワップ取引とは
同一通貨間で異なる金利を将来にわたって交換する取引のことで、最も一般的なものは、変動金利と固定金利を交換する取引です。

▶証券化(注3)エクスポージャーについて

当該投資証券にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「証券化・再証券化エクスポージャー取扱基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。なお、信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理マニュアル」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下のとおりです。

・国内法人向けエクスポージャー
　格付投資情報センター（R&I）
　日本格付研究所（JCR）
・海外中央政府・海外企業向けまたは国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー
　格付投資情報センター（R&I）
　日本格付研究所（JCR）
　ムーディーズ・レーティングス（Moody's）

(注3) 証券化とは
金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。
一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行わず、有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有しておりません。

連結財務諸表

◆連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	173,644	210,700
コールローン	611	373
買入金銭債権	128	252
有価証券	420,778	372,842
貸出金	419,161	421,654
外国為替	48	42
その他資産	7,875	7,865
有形固定資産	13,795	13,973
建物	2,822	2,779
土地	9,791	9,817
建設仮勘定	18	140
その他の有形固定資産	1,163	1,236
無形固定資産	132	91
ソフトウェア	106	66
その他の無形固定資産	25	24
退職給付に係る資産	230	288
繰延税金資産	5,658	11,722
債務保証見返	3,122	2,582
貸倒引当金	△1,953	△1,836
資産の部合計	1,043,233	1,040,552

科　目	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	975,330	986,394
借用金	53	49
その他負債	2,354	2,788
役員賞与引当金	22	16
退職給付に係る負債	382	382
役員退職慰労引当金	190	186
その他の引当金	94	107
繰延税金負債	0	0
再評価に係る繰延税金負債	1,330	1,365
債務保証	3,122	2,582
負債の部合計	982,881	993,874
(純資産の部)		
出資金	1,651	1,682
利益剰余金	68,689	70,202
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	70,339	71,884
その他有価証券評価差額金	△13,372	△28,560
土地再評価差額金	3,180	3,146
評価・換算差額等合計	△10,192	△25,414
非支配株主持分	205	207
純資産の部合計	60,352	46,677
負債及び純資産の部合計	1,043,233	1,040,552

◆連結損益計算書

(単位：千円)

科　目	前連結会計年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	当連結会計年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
経常収益	12,367,730	12,008,738
資金運用収益	9,307,556	9,655,986
貸出金利息	5,008,489	5,049,207
預け金利息	443,923	840,739
コールローン利息	27,572	16,851
有価証券利息配当金	3,748,963	3,668,750
その他の受入利息	78,607	80,436
役務取引等収益	1,422,476	1,355,136
その他業務収益	289,091	81,284
その他経常収益	1,348,605	916,331
貸倒引当金戻入益	267,948	17,441
償却債権取立益	62,433	25,355
その他の経常収益	1,018,224	873,534
経常費用	9,486,914	9,859,501
資金調達費用	375,440	1,114,676
預金利息	367,431	1,106,664
給付補塡備金繰入額	4,927	5,028
借用金利息	1,422	1,327
その他の支払利息	1,658	1,656
役務取引等費用	729,452	765,637
その他業務費用	1,088,632	385,733
経費	7,043,373	7,207,692
その他経常費用	250,016	385,760
貸出金償却	149,525	23,271
その他の経常費用	100,491	362,488
経常利益	2,880,815	2,149,237

科　目	前連結会計年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	当連結会計年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
特別損失	24,745	42,608
固定資産処分損	24,745	42,608
税金等調整前当期純利益	2,856,069	2,106,629
法人税、住民税及び事業税	630,839	527,507
法人税等調整額	158,161	31,348
法人税等合計	789,000	558,856
当期純利益	2,067,068	1,547,772
非支配株主に帰属する当期純利益	3,667	2,414
親会社株主に帰属する当期純利益	2,063,401	1,545,358

◆連結剰余金計算書

(単位：千円)

科　目	前連結会計年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	当連結会計年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
利益剰余金期首残高	66,689,646	68,689,392
利益剰余金増加高	2,063,401	1,545,358
親会社株主に帰属する当期純利益	2,063,401	1,545,358
利益剰余金減少高	63,654	32,375
配当金	63,654	32,375
利益剰余金期末残高	68,689,392	70,202,375

連結財務諸表に関する注記

※連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結される子会社　せいしんビジネス㈱、㈱青葉リースの2社
   (2) 非連結の子会社及び子法人等はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
   該当ありません。
3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項
   連結される子会社の決算日は、すべて3月31日であります。
4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
   連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

※連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (注) 子会社の定義は、信用金庫法第32条第6項に基づいております。
3. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております（但し、車両については定率法による）。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建 物　10年～50年　　動 産　5年～20年
   連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき主として定額法により償却しております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
   破綻懸念先のうち担保、保証でカバーされない債権額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、その債権額の規模に応じて、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法、または債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
   貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
   予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部資産査定担当が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は553百万円であります。
   連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
   過去勤務費用
   その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理
   数理計算上の差異
   各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
   「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
   なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
   当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

   ②制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）
   0.5596%
   ③補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円と年金財政計算上の別途積立金113,239百万円との差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金107百万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 重要な会計上の見積り
    会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
    (1)連結財務諸表に計上した金額
    貸倒引当金1,836百万円
    (2)見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
    ①見積り金額の算出に用いた仮定
    債務者区分の判定における各債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
    ②見積り金額の算出方法
    重要な会計方針として6に記載しております。
    ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響
    債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分の変更により引当額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。
13. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。
14. 有形固定資産の減価償却累計額7,779百万円
15. 有形固定資産の圧縮記帳累計額473百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、買入金銭債権、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,467百万円
危険債権額	10,381百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	11,849百万円

    破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
    危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
    三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
    貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
    なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,047百万円であります。
18. 内国為替決済、支払保証の担保として定期預金　45,460百万円、日銀当座貸越担保及び静岡県他収納代理店担保として有価証券等4,384百万円をそれぞれ差し入れております。
    また、その他の資産には、保証金60百万円が含まれております。
19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差益に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、評価差益に係る税金相当額は「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しております。
    再評価を行った年月日：平成11年3月31日
    同法律第3条第3項に定める再評価の方法
    土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
    同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額3,413百万円
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,070百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額13,812円45銭
22. 金融商品の状況に関する事項
    (1)金融商品に対する取組み方針
    当金庫グループは預金業務、融資業務及び資金運用業務等の金融業務を行っております。
    近 時 、金融の自由化・ＩＴ化等の進展に伴い、金融業務・金融商品は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しています。当金庫グループではこうした金融環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくためには、金融業務・金融商品に係る様々なリスクを総体として正確に把握する必要があるという認識のもと、「統合的リスク管理方針」を制定しております。
    (2)金融商品の内容及びそのリスク
    当金庫グループが保有する金融資産は、主として営業地域内のお客さまに対する貸出金及び資金運用に係る預け金、有価証券です。有価証券は、主に債券、株式等であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。その他、派生商品取引（デリバティブ取引）として、外国為替等に係るリスクヘッジの目的で行う為替先物予約取引等がありますが、取引金額は少額であり、経営に影響を与えることはありません。これらの資産は、信用リスク（貸出金信用リスク・市場信用リスク）、市場リスク（金利リスク・株式リスク・為替リスク等）等に晒されております。
    一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利変動リスク、資金調達に係る流動性リスク等に晒されております。
    (3)金融商品に係るリスク管理体制
    当金庫グループではこうした運用・調達に係る管理対象リスクを、統合的リスク管理態勢の関連規程（信用リスク管理規程・市場リスク管理規程・流動性リスク管理規程等）で定めております。
    「統合的リスク管理方針」に基づく当金庫グループの統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、 ＡＬＭ委員会をリスク管理統括機関としております。また、牽制機能を強化するためにリスク管理主管部門とリスク管理担当部門を区分し各所管部と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるＡＬＭ委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の管理状況等について検証・報告しております。
    金融商品に係る主要なリスク管理体制は以下のとおりです。
    ①信用リスクの管理体制
    信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付の基準、ポートフォリオ管理、決裁権限等を定めたクレジットポリシーを明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。組織面では、信用リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、信用コスト、信用ＶａＲ等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
    また、お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。

②市場リスクの管理体制

(ⅰ)市場リスクの管理

市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠、有価証券等運用に係るリスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。組織面では、市場リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

また、通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバックテスト、ストレステスト等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

(ⅱ)為替リスクの管理

当金庫グループは為替の変動リスクに関して、主として為替先物予約取引を利用しております。

(ⅲ)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会で決定された「余裕金運用方針」に基づき「有価証券等資金運用規程」に従い行われております。このうち市場資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、運用限度枠の設定のほか、損失限度枠管理や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

運用限度枠・損失限度枠についてはＡＬＭ委員会で決定し、理事会に報告を行っております。

(ⅳ)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事後管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに「有価証券等資金運用規程」、「スワップ取扱い規程」等に基づき実施されております。

(ⅴ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金及び預金等であり、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるように管理しております。

当金庫グループのＶａＲは分散共分散法（保有期間は有価証券3ヵ月、貸出金・預金等1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日現在の市場リスク量（損失額の推測値）は、全体で8,344百万円です。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスク管理体制

流動性リスクの基本規程として「流動性リスク管理規程」「資金繰りマニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。主に資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。

また、ＡＬＭ委員会及び理事会に対しては、支払準備率等の重要な指標を報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

科　目	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預け金	210,700	211,198	499
(2) 有価証券			
その他有価証券(＊3)	372,676	372,676	－
(3) 貸出金(＊1)	421,654		
貸倒引当金(＊2)	△1,833 419,820	417,670	△2,150
金融資産計	1,003,196	1,001,544	△1,652
(1) 預金積金	986,394	986,118	△276
金融負債計	986,394	986,118	△276

(＊1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(＊2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)現金及び預け金

現金及び預け金の時価は、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24、25に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外の内、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外の内、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（ＴＯＮＡ、スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)	128
信金中央金庫出資金(＊1)	4,440
組合出資金(＊2)	37
合　計	4,606

(＊1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	138,209	66,490	6,000	－
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	18,099	67,822	120,691	186,587
貸出金(＊)	67,820	124,347	93,440	97,610
合　計	224,128	258,659	220,131	284,197

(＊) 貸出金のうち、延滞貸出金、当座貸越等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(＊)	461,412	92,072	11	694
合　計	461,412	92,072	11	694

(＊) 預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めのないものは含まれておりません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

以下、25まで同様であります。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,382	1,930	452
	債券	1,322	1,314	7
	国債	1,322	1,314	7
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	10,751	7,974	2,777
	小　計	14,456	11,218	3,237
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,227	1,285	△58
	債券	331,468	373,397	△41,929
	国債	19,569	24,403	△4,833
	地方債	131,795	153,242	△21,447
	短期社債	－	－	－
	社債	180,103	195,752	△15,648
	その他	25,524	26,472	△947
	小　計	358,220	401,156	△42,935
合　計		372,676	412,374	△39,698

25. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,972	260	△180
債券	23,210	41	△144
国債	－	－	－
地方債	5,515	2	△17
短期社債	－	－	－
社債	17,695	38	△126
その他	399	2	△9
合　計	27,582	303	△334

26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、142,850百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,535百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社の将来のキャッシュ·フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,300百万円
年金資産（時価）	1,489
未積立退職給付債務	188
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	△283
未認識過去勤務費用（債務の減額）	－
連結貸借対照表計上額の純額	△94
退職給付に係る資産	288
退職給付に係る負債	△382

28. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.323%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.028%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は299百万円増加（繰延税金負債は2百万円増加）し、その他有価証券評価差額金は280百万円減少し、法人税等調整額は6百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

※連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　464円 53銭

連結業績・経営指標

◆事業の概要

当金庫グループの令和7年3月期連結経常収益は120億8百万円、連結経常費用は98億59百万円となりました。連結ベースでの経常利益は21億49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15億45百万円となりました。

連結自己資本比率は17.34％と、グループ全体でも高い健全性を維持しております。

◆事業の種類別セグメント情報

当金庫および連結子会社は信用金庫業務以外に人材派遣業、リース業などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに対する割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

◆直近5事業年度の状況

(単位：利益千円、残高百万円、％)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
連結経常収益	11,999,429	12,257,506	12,161,113	12,367,730	12,008,738
連結経常利益	2,264,877	2,946,237	2,615,119	2,880,815	2,149,237
親会社株主に帰属する当期純利益	1,571,732	2,136,796	1,868,457	2,063,401	1,545,358
連結純資産額	72,545	70,359	62,309	60,352	46,677
連結総資産額	941,698	999,095	1,017,552	1,043,233	1,040,552
連結自己資本比率	15.43	15.56	15.68	15.82	17.34

◆連結リスク管理債権の状況

当金庫の各連結子会社には「貸出金」のほか、開示対象となる債権がないため、連結ベースの「リスク管理債権」は金庫単体ベースのものと同じ内容となっております。

◆貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
一般貸倒引当金	499	430
個別貸倒引当金	1,453	1,405
合　計	1,953	1,836

(注) 当金庫グループは国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は記載を省略しております。

◆貸倒引当金の期中増減額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
一般貸倒引当金	23	△68
個別貸倒引当金	△439	△48
合　計	△415	△116

連結資本関連情報
1. 自己資本の構成に関する事項

◆連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目 …… (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	70,307	71,851
うち、出資金および資本剰余金の額	1,651	1,682
うち、利益剰余金の額	68,689	70,202
うち、外部流出予定額（△）	32	33
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△142
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	552	430
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	552	430
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 …… (イ)	70,859	72,282
コア資本に係る調整項目 …… (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	132	91
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	132	91
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	230	288
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 …… (ロ)	362	379
自己資本		
自己資本の額（(イ) － (ロ)） …… (ハ)	70,496	71,902

◆連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期	令和7年3月期
リスク・アセット等 …… (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	426,200	398,457
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,287	16,005
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額…… (二)	445,488	414,463
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ)／(二)）	15.82%	17.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

◆自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関などであって信用金庫の子会社であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社はありません。

◆自己資本比率告示第3条の規定により、当金庫グループに属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき、連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

◆当金庫グループに属するが、会計連結範囲に含まれない会社および当金庫グループに属さないものの、会計連結に含まれる会社はありません。

◆当金庫グループ内において、自己資本にかかる支援は行っておりません。

連結資本関連情報
2. 自己資本の充実度に関する事項

◆標準的手法のポートフォリオ区分別の内訳

(単位：百万円)

項　　目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	426,200	17,048	398,457	15,938
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	415,813	16,632	381,934	15,277
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	8,517	340	7,732	309
地方三公社向け	462	18	198	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,920	1,356	30,957	1,238
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			7,744	309
カバード・ボンド向け			－	－
法人等向け	45,344	1,813	105,356	4,214
中小企業等向け及び個人向け	65,698	2,627		
中堅中小企業等向け及び個人向け			30,421	1,216
トランザクター向け			937	37
抵当権付住宅ローン	3,932	157		
不動産取得等事業向け	56,595	2,263		
不動産関連向け			77,635	3,105
自己居住用不動産等向け			30,979	1,239
賃貸用不動産向け			27,424	1,096
事業用不動産関連向け			17,549	701
その他不動産関連向け			1,682	67
ADC向け			－	－
劣後債権及びその他資本性証券等			4,324	172
三月以上延滞等	638	25		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）			5,323	212
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			534	21
取立未済手形	96	3	71	2
信用保証協会等による保証付	1,851	74	1,853	74
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	3,250	130		
出資等のエクスポージャー	3,250	130		
重要な出資のエクスポージャー	－	－		
株式等			3,385	135
上記以外	195,505	7,820	114,136	4,565
重要な出資のエクスポージャー			－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	83,222	3,328	82,411	3,296
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,440	177	4,440	177
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,540	61	1,462	58
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	4,791	191		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			9,000	360
上記以外のエクスポージャー	101,509	4,060	16,821	672

(単位：百万円)

項　　目			令和6年3月期		令和7年3月期	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	②証券化エクスポージャー		－	－	－	－
	証券化	STC要件適用分	－	－	－	－
		非STC要件適用分	－	－		
		短期STC要件適用分			－	－
		不良債権証券化適用分			－	－
		STC・不良債権証券化適用対象外分			－	－
	再証券化		－	－	－	－
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		10,387	415	16,523	660
	ルック・スルー方式		10,387	415	16,523	660
	④未決済取引				－	－
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		－	－	－	－
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）		－	－	－	－
	⑦中央精算機関関連エクスポージャー		0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額			19,287	771	16,005	640
	BI				10,670	
	BIC				1,280	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額			445,488	17,819	414,463	16,578

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（デリバティブ取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引およびデリバティブ取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーを示します。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーを示します。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループでは、オペレーショナル・リスク・アセットの算出については「基礎的手法」を適用しております（令和6年3月期）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和7年3月期）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセット等合計×4%

連結資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項

◆信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳

当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳は、余裕金のみを対象としております。

(単位：百万円)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	国内	国外	国内	国外
余裕金	590,714	16,234	596,882	15,533

連結資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な業種別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高合計		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		余裕金		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	52,969	48,287	46,803	45,060	6,165	3,226	–	–	177	3,937
農業、林業	494	739	494	739	–	–	–	–	–	–
漁業	160	110	160	110	–	–	–	–	–	25
鉱業、採石業、砂利採取業	4,041	3,953	29	41	4,012	3,911	–	–	–	–
建設業	31,152	30,083	30,091	29,312	1,061	771	–	–	177	1,766
電気・ガス・熱供給・水道業	51,341	47,775	665	579	50,676	47,195	–	–	–	–
情報通信業	5,186	7,606	1,283	1,455	3,903	6,150	–	–	–	–
運輸業、郵便業	16,655	14,814	6,632	6,191	10,022	8,623	–	–	–	245
卸売業、小売業	42,712	39,476	32,781	31,562	9,931	7,913	–	–	46	2,566
金融、保険業	341,990	367,589	32,246	31,104	309,744	336,485	–	–	–	–
不動産業	56,838	58,919	45,293	49,260	11,545	9,659	–	–	3	833
物品賃貸業	2,008	1,959	2,008	1,959	–	–	–	–	–	19
学術研究、専門・技術サービス業	3,693	3,026	3,623	2,976	70	50	–	–	–	87
宿泊業	1,447	1,402	1,447	1,402	–	–	–	–	–	154
飲食業	5,446	5,338	5,446	5,338	–	–	–	–	3	482
生活関連サービス業、娯楽業	5,315	5,497	5,266	5,497	48	0	–	–	6	155
教育、学習支援業	1,247	1,177	1,247	1,177	–	–	–	–	8	–
医療、福祉	10,190	9,983	10,190	9,983	–	–	–	–	1	58
その他のサービス	18,430	23,735	18,414	23,735	16	–	–	–	14	679
国・地方公共団体等	236,143	221,802	44,813	42,245	191,329	179,557	–	–	–	–
個人	131,959	133,297	131,959	133,297	–	–	–	–	31	831
その他	30,680	59,866	–	–	8,421	8,871	–	–	–	–
業種別合計	1,050,108	1,086,442	420,900	423,032	606,949	612,415	–	–	470	11,845
1年以下	139,507	117,863	106,676	105,166	32,830	12,696	–	–		
1年超3年以下	82,717	114,902	62,511	68,400	20,206	46,502	–	–		
3年超5年以下	108,308	96,364	53,355	56,193	54,952	40,171	–	–		
5年超7年以下	82,646	84,121	45,960	44,719	36,685	39,402	–	–		
7年超10年以下	238,560	209,196	57,965	48,801	180,594	160,394	–	–		
10年超	299,472	292,308	93,228	98,656	206,244	193,652	–	–		
期間の定めのないもの	98,896	171,685	1,202	1,095	75,434	119,595	–	–		
残存期間別合計	1,050,108	1,086,442	420,900	423,032	606,949	612,415	–	–		

(注) 1. 余裕金の内訳は、現金・預け金・コールローン・買入金銭債権・商品有価証券・有価証券です。
2. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、三月以上延滞エクスポージャーおよび延滞エクスポージャーの地域別内訳については、記載を省略しております。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆業種別の個別貸倒引当金残高・増減額および貸出金償却額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		目的使用額		期末残高		当期増減額			
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
製造業	451	117	37	47	117	311	△ 334	194	－	18
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	58	59	2	40	59	35	1	△23	50	4
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	0	0	－	－	0	0	△ 0	0	－	－
卸売業、小売業	278	286	0	2	286	260	8	△26	99	0
金融、保険業	0	0	－	－	－	－	△ 0	－	－	－
不動産業	637	534	102	－	534	521	△ 103	△13	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	－	△0	1	1	0	△0	－	－
宿泊業	145	145	－	－	145	145	－	－	－	－
飲食業	85	69	1	△0	69	65	△ 16	△4	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	2	3	－	－	3	3	0	0	－	－
教育、学習支援業	－	8	－	8	8	－	8	△8	－	－
医療、福祉	4	1	2	0	1	1	△ 3	△0	－	－
その他サービス	190	182	－	－	182	14	△ 7	△168	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	31	41	－	－	41	40	10	△1	－	－
業種別合計	1,892	1,452	147	99	1,453	1,405	△ 439	△47	149	23

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 貸出金償却について、業種別区分に未収利息の償却は含まれておりません。なお、業種別合計欄には未収利息の償却が含まれております。

連結資本関連情報
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年3月期					
現金	8,871	－	8,871	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	119,075	－	119,075	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	194,505	11	194,505	0	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	84,831	－	84,831	－	7,732	9%
地方三公社向け	1,699	－	992	－	198	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	146,887	－	146,887	－	30,957	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,318	－	32,318	－	7,744	24%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	173,313	20,849	165,461	6,097	105,356	61%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	52,004	124,822	47,400	4,869	30,421	58%
トランザクター向け	－	97,578	－	2,909	937	32%
不動産関連向け	154,197	－	153,329	－	77,635	51%
自己居住用不動産等向け	92,011	－	91,686	－	30,979	34%
賃貸用不動産向け	41,649	－	41,306	－	27,424	66%
事業用不動産関連向け	17,692	－	17,532	－	17,549	100%
その他不動産関連向け	2,843	－	2,803	－	1,682	60%
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	4,324	－	4,324	－	4,324	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,043	195	3,979	17	5,323	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	961	－	960	－	534	56%
取立未済手形	358	－	358	－	71	20%
信用保証協会等による保証付	45,880	2,169	45,880	216	1,853	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	3,385	－	3,385	－	3,385	100%
合　計					354,113	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	令和7年3月期															
現金	8,871	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	119,075	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	194,506	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	84,831	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	992	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	131,083	–	15,804	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	18,274	–	12,804	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	–	–	–	38,392	–	–	–	–	–	–	–	–	52,767	–	–	–
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,909	–	–	–	–
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,909	–	–	–	–
不動産関連向け	–	–	–	11,827	5,573	19,523	20	2,753	17	6,822	–	10,713	7,418	91	6,629	1
自己居住用不動産等向け	–	–	–	11,827	5,573	13,142	20	–	17	6,822	–	–	7,418	–	–	1
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	–	6,380	–	2,753	–	–	–	10,713	–	91	3,825	–
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,803	–
ＡＤＣ向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	254	–	–	–
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
取立未済手形	–	–	–	358	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	27,561	18,535	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	350,014	103,366	–	182,654	5,573	35,327	20	2,753	17	6,822	–	13,622	60,440	91	6,629	1

連結資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	令和7年3月期															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,871
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	119,075
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	194,506
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	84,831
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	992
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	146,887
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	31,078
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	56,773	－	－	23,625	－	－	－	－	－	－	－	－	171,558
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	44,387	－	－	－	－	4,972	－	－	－	－	－	－	－	－	52,269
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,909
不動産関連向け	49,845	3,876	－	－	2,625	－	－	13,474	11,872	－	－	243	－	－	－	153,329
自己居住用不動産等向け	46,814	48	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	91,686
賃貸用不動産向け	－	3,827	－	－	－	－	－	13,474	－	－	－	239	－	－	－	41,306
事業用不動産関連向け	3,030	－	－	－	2,625	－	－	－	11,872	－	－	3	－	－	－	17,532
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,803
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,324	－	－	－	4,324
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	470	－	－	－	－	3,272	－	－	－	3,997
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	960	－	－	－	－	－	－	－	－	960
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	358
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	46,097
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,385	－	－	3,385
合　計	49,845	48,264	－	56,773	2,625	－	30,028	13,474	11,872	－	－	7,839	3,385	－	－	991,446

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和6年3月期	
	格付有り	格付無し
0%	－	314,872
10%	－	103,688
20%	83,373	172,396
35%	－	11,235
50%	107,043	18
75%	－	53,084
100%	1,317	165,733
150%	－	3,439
250%	－	33,905
小　計	191,734	858,373
合　計	1,050,108	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和7年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	720,595	21,125	10.000	721,584
40%～70%	110,899	82,687	10.000	112,029
75%	40,846	23,234	12.000	37,818
80%	－	－	－	－
85%	60,089	10,505	23.000	55,779
90%～100%	25,289	10,373	15.000	27,807
105%～130%	25,488	－	－	25,347
150%	7,747	122	10.000	7,693
250%	3,385	－	－	3,385
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合　計	994,341	148,049	12.000	991,446

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年3月期については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◆適格格付機関について

当金庫グループでは、リスク・アセット算出上の資産項目のうち、「法人向け（大企業・中堅企業）債権」については、リスク・ウェイトの判定において、以下の格付機関の格付を参照しております。

	適格格付機関
法人等向け債権（大企業・中堅企業）	
貸出金	R&I、JCR
有価証券	
国内事業債	R&I、JCR
ユーロ円債、サムライ債	R&I、JCR、Moody's

R&I ： (株)格付投資情報センター、JCR ： (株)日本格付研究所、Moody's ： ムーディーズ・レーティングス

連結資本関連情報
4. 信用リスクおよび証券化エクスポージャーに関する事項

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	令和6年3月期		令和7年3月期	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,373	82,125	11,303	84,651

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当ありません。

連結資本関連情報
5. 出資等エクスポージャーに関する事項

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単体（静清信用金庫）と同様です。ただし、子会社株式が相殺されています。

◆貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単体（静清信用金庫）と同様です。

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単体（静清信用金庫）と同様です。

連結資本関連情報
6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

単体（静清信用金庫）と同様です。

連結資本関連情報
7. 金利リスクに関する事項

単体（静清信用金庫）と同様です。

その他情報

◆報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当金庫の経営会議において決定後、理事会に報告しております。

各理事の賞与額につきましては、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の経営会議において決定後、理事会に報告しております。

また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	174

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」129百万円、「賞与」14百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年金融庁告示第22号）第2条1項3号、4号および6号並びに第3条1項3号、4号および6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

子会社等の概要　(令和7年3月31日現在)

静清信用金庫

子会社

せいしんビジネス 株式会社

1 所在地	静岡市駿河区八幡1丁目4番16号
2 電話番号	(054)281－8577
3 設立年月日	昭和62年10月31日
4 資本金	10,000千円
5 純資産額	59,210千円
6 総資産額	83,783千円
7 当金庫議決権比率	100%
8 子会社等議決権比率	－
9 主要業務内容	特定貨物自動車運送事業、人材派遣

子会社

株式会社 青葉リース

1 所在地	静岡市葵区昭和町2番地の2
2 電話番号	(054)255－7691
3 設立年月日	平成3年5月29日
4 資本金	20,000千円
5 純資産額	518,033千円
6 総資産額	2,499,228千円
7 当金庫議決権比率	60%
8 子会社等議決権比率	－
9 主要業務内容	各種機械、機器並びに器具等のリース、商業設備、工業設備、車両、各種設備並びに什器備品のリース

せいしん 静清信用金庫

発行/経営企画部
〒420-0033 静岡市葵区昭和町2番地の1　TEL(054)254-8881(代)　FAX(054)221-9155
■ホームページ　URL:https://www.seishin-shinkin.co.jp
※詳しくは当金庫本支店窓口までお問合わせください。